

日本企業各社の中国ビジネスをサポートすべく、中国「民法典」対訳をこの PDF ファイルで公開いたします。
この PDF ファイルの全部又は各ページにつき、内容を改変せずに配布又は印刷いただく場合、逐一、弊社の許諾を得ていただく必要はありません。ヘッダーの削除や一部抜粋など改変を伴う場合は、お手数ですが、都度、「キャスト中国ビジネス」Web サイト左下のeメール又はお問合せフォームからご相談ください。

「キャスト中国ビジネス」開設 15 周年: <https://www.cast-china.biz/>

【公布日】 2020-05-28

【公布機関】 第 13 期全国人民代表大会第 3 回会議 主席令第 45 号

[中国語原文]

中华人民共和国民法典 第一编 总则

第一章 基本规定

第一条 为了保护民事主体的合法权益,调整民事关系,维护社会和经济秩序,适应中国特色社会主义发展要求,弘扬社会主义核心价值观,根据宪法,制定本法。

第二条 民法调整平等主体的自然人、法人和非法人组织之间的人身关系和财产关系。

第三条 民事主体的人身权利、财产权利以及其他合法权益受法律保护,任何组织或者个人不得侵犯。

第四条 民事主体在民事活动中的法律地位一律平等。

第五条 民事主体从事民事活动,应当遵循自愿原则,按照自己的意思设立、变更、终止民事法律关系。

第六条 民事主体从事民事活动,应当遵循公平原则,合理确定各方的权利和义务。

第七条 民事主体从事民事活动,应当遵循诚信原则,秉持诚实,恪守承诺。

第八条 民事主体从事民事活动,不得违反法律,不得违背公序良俗。

第九条 民事主体从事民事活动,应当有利于节约资源、保护生态环境。

第十条 处理民事纠纷,应当依照法律;法律没有规定的,可以适用习惯,但是不得违背公序良俗。

第十一条 其他法律对民事关系有特别规定的,依照其规定。

第十二条 中华人民共和国领域内的民事活动,适用中华人民共和国法律。法律另有规定的,依照其规定。

第二章 自然人

第一节 民事权利能力和民事行为能力

第十三条 自然人从出生时起到死亡时止,具有民事权利能力,依法享有民事权利,承担民事义务。

[日本語訳文]

民法典 第 1 編 総則

第 1 章 基本規定

第 1 条 民事主体の適法な權益を保護し、民事關係を調整し、社会及び經濟の秩序を維持保護し、中国の特色ある社会主義の發展要求に適応し、かつ、社会主義の中核的価値觀を發揚するため、憲法に基づき、この法律を制定する。

第 2 条 民法は、平等な主体の自然人、法人及び非法人組織の間の身分關係及び財産關係を調整する。

第 3 条 民事主体の人身上の權利、財産上の權利その他の適法な權益は、法律による保護を受けるものとし、いかなる組織又は個人も、これを侵害してはならない。

第 4 条 民事活動における民事主体の法的地位は、一律に平等である。

第 5 条 民事主体は、民事活動に従事するにあたり、自由意思の原則を遵守し、自らの意思に従い民事法律關係を設定し、変更し、及び終了しなければならない。

第 6 条 民事主体は、民事活動に従事するにあたり、公平の原則を遵守し、各当事者の權利及び義務を合理的に確定しなければならない。

第 7 条 民事主体は、民事活動に従事するにあたり、信義誠実の原則を遵守し、誠実であることを堅持し、承諾を厳守しなければならない。

第 8 条 民事主体は、民事活動に従事するにあたり、法律に違反してはならず、公序良俗に反してはならない。

第 9 条 民事主体の従事する民事活動は、資源の節約及び生態環境の保護に資するものでなければならない。

第 10 条 民事紛争を処理するにあたっては、法律によらなければならない。法律に定めがない場合には、慣習を適用することができる。ただし、公序良俗に反してはならない。

第 11 条 他の法律に民事關係について特段の定めがある場合には、当該定めによる。

第 12 条 中華人民共和國の領域内の民事活動には、中華人民共和國の法律を適用する。法律に別段の定めがある場合には、当該定めによる。

第 2 章 自然人

第 1 節 民事權利能力及び民事行為能力

第 13 条 自然人は、出生時から死亡時まで、民事權利能力を有し、法により民事上の權利を享有し、民事上の義務を負う。

日本企業各社の中国ビジネスをサポートすべく、中国「民法典」対訳をこの PDF ファイルで公開いたします。
この PDF ファイルの全部又は各ページにつき、内容を改変せずに配布又は印刷いただく場合、逐一、弊社の許諾を得ていただく必要はありません。ヘッダーの削除や一部抜粋など改変を伴う場合は、お手数ですが、都度、「キャスト中国ビジネス」Web サイト左下のeメール又はお問合せフォームからご相談ください。

「キャスト中国ビジネス」開設 15 周年: <https://www.cast-china.biz/>

第十四条 自然人的民事权利能力一律平等。

第十五条 自然人的出生时间和死亡时间, 以出生证明、死亡证明记载的时间为准; 没有出生证明、死亡证明的, 以户籍登记或者其他有效身份登记记载的时间为准。有其他证据足以推翻以上记载时间的, 以该证据证明的时间为准。

第十六条 涉及遗产继承、接受赠与等胎儿利益保护的, 胎儿视为具有民事权利能力。但是, 胎儿娩出时为死体的, 其民事权利能力自始不存在。

第十七条 十八周岁以上的自然人为成年人。不满十八周岁的自然人为未成年人。

第十八条 成年人为完全民事行为能力人, 可以独立实施民事法律行为。

十六周岁以上的未成年人, 以自己的劳动收入为主要生活来源的, 视为完全民事行为能力人。

第十九条 八周岁以上的未成年人为限制民事行为能力人, 实施民事法律行为由其法定代理人代理或者经其法定代理人同意、追认; 但是, 可以独立实施纯获利益的民事法律行为或者与其年龄、智力相适应的民事法律行为。

第二十条 不满八周岁的未成年人为无民事行为能力人, 由其法定代理人代理实施民事法律行为。

第二十一条 不能辨认自己行为的成年人为无民事行为能力人, 由其法定代理人代理实施民事法律行为。

八周岁以上的未成年人不能辨认自己行为的, 适用前款规定。

第二十二条 不能完全辨认自己行为的成年人为限制民事行为能力人, 实施民事法律行为由其法定代理人代理或者经其法定代理人同意、追认; 但是, 可以独立实施纯获利益的民事法律行为或者与其智力、精神健康状况相适应的民事法律行为。

第二十三条 无民事行为能力人、限制民事行为能力人的监护人是其法定代理人。

第二十四条 不能辨认或者不能完全辨认自己行为的成年人, 其利害关系人或者有关组织, 可以向人民法院申请认定该成年人为无民事行为能力人或者限制民事行为能力人。

被人民法院认定为无民事行为能力人或者限制民事行为能力人的, 经本人、利害关系人或者有关组织申请, 人民法院可以根据其智力、精神健康恢复的状况, 认定该成年人恢复为限制民事行为能力人或者完全民事行为能力人。

第 14 条 自然人の民事権利能力は、一律に平等である。

第 15 条 自然人の出生の時及び死亡の時は、出生証明又は死亡証明に記載される時間を基準とする。出生証明又は死亡証明がない場合には、戸籍登記その他の有効な身分登記に記載される時間を基準とする。上記の記載時間を覆すに足るその他の証拠がある場合には、当該証拠により証明される時間を基準とする。

第 16 条 遺産相続、贈与の受領等の胎児の利益保護にかかわる場合には、胎児は、これを民事権利能力を有するものとみなす。ただし、胎児が分娩の時に死体であった場合には、その民事権利能力は、当初から存在しない。

第 17 条 18 歳以上の自然人は、これを成年者とする。18 歳未満の自然人は、これを未成年者とする。

第 18 条 成年者は、これを完全民事行為能力者とし、民事法律行為を独立して実施することができる。

16 歳以上の未成年者で自らの労働収入を生活上の主たる源泉としている者は、これを完全民事行為能力者とみなす。

第 19 条 8 歳以上の未成年者は、これを制限民事行為能力者とし、民事法律行為の実施にあたっては、その法定代理人が代理し、又はその法定代理人の同意若しくは追認を経る。ただし、単に利益を取得する民事法律行為又はその年齢及び知力に適應した民事法律行為を独立して実施することができる。

第 20 条 8 歳未満の未成年者は、これを民事行為無能力者とし、その法定代理人が民事法律行為の実施を代理する。

第 21 条 自らの行為を弁識することのできない成年者は、これを民事行為無能力者とし、その法定代理人が民事法律行為の実施を代理する。

8 歳以上の未成年者で自らの行為を弁識することのできない者には、前項の規定を適用する。

第 22 条 自らの行為を完全には弁識することのできない成年者は、これを制限民事行為能力者とし、民事法律行為の実施にあたっては、その法定代理人が代理し、又はその法定代理人の同意若しくは追認を経る。ただし、単に利益を取得する民事法律行為又はその知力及び精神的健康の状況に適應した民事法律行為を独立して実施することができる。

第 23 条 民事行為無能力者及び制限民事行為能力者の監護人は、その法定代理人である。

第 24 条 自らの行為を弁識することができず、又は完全には弁識することのできない成年者について、その利害関係人又は関係組織は、当該成年者が民事行為無能力者又は制限民事行為能力者である旨を認定するよう人民法院に対し申し立てることができる。

人民法院により民事行為無能力者又は制限民事行為能力者である旨を認定された場合には、本人、利害関係人又は関

日本企業各社の中国ビジネスをサポートすべく、中国「民法典」対訳をこの PDF ファイルで公開いたします。
この PDF ファイルの全部又は各ページにつき、内容を改変せずに配布又は印刷いただく場合、逐一、弊社の許諾を得ていただく必要はありません。ヘッダーの削除や一部抜粋など改変を伴う場合は、お手数ですが、都度、「キャスト中国ビジネス」Web サイト左下のeメール又はお問合せフォームからご相談ください。

「キャスト中国ビジネス」開設 15 周年: <https://www.cast-china.biz/>

本条規定の有关组织包括:居民委员会、村民委员会、学校、医疗机构、妇女联合会、残疾人联合会、依法设立的老年人组织、民政部门等。

第二十五条 自然人以户籍登记或者其他有效身份登记记载的居所为住所;经常居所与住所不一致的,经常居所视为住所。

第二节 监护

第二十六条 父母对未成年子女负有抚养、教育和保护的义务。

成年子女对父母负有赡养、扶助和保护的义务。

第二十七条 父母是未成年子女的监护人。

未成年人的父母已经死亡或者没有监护能力的,由下列有监护能力的人按顺序担任监护人:

- (一)祖父母、外祖父母;
- (二)兄、姐;
- (三)其他愿意担任监护人的个人或者组织,但是须经未成年人住所地的居民委员会、村民委员会或者民政部门同意。

第二十八条 无民事行为能力或者限制民事行为能力的成年人,由下列有监护能力的人按顺序担任监护人:

- (一)配偶;
- (二)父母、子女;
- (三)其他近亲属;
- (四)其他愿意担任监护人的个人或者组织,但是须经被监护人住所地的居民委员会、村民委员会或者民政部门同意。

第二十九条 被监护人的父母担任监护人的,可以通过遗嘱指定监护人。

第三十条 依法具有监护资格的人之间可以协议确定监护人。协议确定监护人应当尊重被监护人的真实意愿。

第三十一条 对监护人的确定有争议的,由被监护人住所地的居民委员会、村民委员会或者民政部门指定监护人,有关当事人对指定不服的,可以向人民法院申请指定监护人;有关当事人也可以直接向人民法院申请指定监护人。

居民委员会、村民委员会、民政部门或者人民法院应当尊

重组织的申立てを経て、人民法院は、その知力及び精神的健康の回復にかかる状況に基づき、当該成年者が制限民事行為能力者又は完全民事行為能力者として回復させる旨を認定することができる。

この条所定の関係組織には、住民委員会、村民委員会、学校、医療機構、女性連合会、障害者連合会、法により設立された老人組織、民政部門等を含む。

第 25 条 自然人は、戸籍登記その他の有効な身分登記に記載される居住地を住所とする。經常的居住地と住所とが一致しない場合には、經常的居住地を住所とみなす。

第 2 節 監護

第 26 条 父母は、未成年の子に対し卑属扶養、教育及び保護の義務を負う。

成年の子は、父母に対し尊属扶養、扶助及び保護の義務を負う。

第 27 条 父母は、未成年の子の監護人である。

未成年者の父母が既に死亡しており、又は監護能力を有しない場合には、監護能力を有する次に掲げる者が順序に従い監護人を担任する。

- (一)祖父母又は外祖父母
- (二)兄又は姉
- (三)監護人を担任することを望むその他の個人又は組織。ただし、必ず未成年者の住所地の住民委員会、村民委員会又は民政部門の同意を経なければならない。

第 28 条 民事行為能力がなく、又は民事行為能力が制限されている成年者については、監護能力を有する次に掲げる者が順序に従い監護人を担任する。

- (一)配偶者
- (二)父母又は子
- (三)その他の近親者
- (四)監護人を担任することを望むその他の個人又は組織。ただし、必ず被監護人の住所地の住民委員会、村民委員会又は民政部門の同意を経なければならない。

第 29 条 被監護人の父母は、監護人を担任する場合には、遺言を通じて監護人を指定することができる。

第 30 条 法により監護資格を有する者の間においては、合意により監護人を確定することができる。合意により監護人を確定するにあたっては、被監護人の真実の意思を尊重しなければならない。

第 31 条 監護人の確定について争いがある場合には、被監護人の住所地の住民委員会、村民委員会又は民政部門が監護人を指定する。関係当事者は、指定に対し不服があるときは、人民法院に対し監護人を指定するよう申し立てることができる。関係当事者は、また、直接に人民法院に対し監護人を指

日本企業各社の中国ビジネスをサポートすべく、中国「民法典」対訳をこの PDF ファイルで公開いたします。
この PDF ファイルの全部又は各ページにつき、内容を改変せずに配布又は印刷いただく場合、逐一、弊社の許諾を得ていただく必要はありません。ヘッダーの削除や一部抜粋など改変を伴う場合は、お手数ですが、都度、「キャスト中国ビジネス」Web サイト左下のeメール又はお問合せフォームからご相談ください。

「キャスト中国ビジネス」開設 15 周年: <https://www.cast-china.biz/>

重被监护人的真实意愿, 按照最有利于被监护人的原则在依法具有监护资格的人中指定监护人。

依据本条第一款规定指定监护人前, 被监护人的人身权利、财产权利以及其他合法权益处于无人保护状态的, 由被监护人住所地的居民委员会、村民委员会、法律规定的有关组织或者民政部门担任临时监护人。

监护人被指定后, 不得擅自变更; 擅自变更的, 不免除被指定的监护人的责任。

第三十二条 没有依法具有监护资格的人的, 监护人由民政部门担任, 也可以由具备履行监护职责条件的被监护人住所地的居民委员会、村民委员会担任。

第三十三条 具有完全民事行为能力的成年人, 可以与其近亲属、其他愿意担任监护人的个人或者组织事先协商, 以书面形式确定自己的监护人, 在自己丧失或者部分丧失民事行为能力时, 由该监护人履行监护职责。

第三十四条 监护人的职责是代理被监护人实施民事法律行为, 保护被监护人的人身权利、财产权利以及其他合法权益等。

监护人依法履行监护职责产生的权利, 受法律保护。

监护人不履行监护职责或者侵害被监护人合法权益的, 应当承担法律责任。

因发生突发事件等紧急情况, 监护人暂时无法履行监护职责, 被监护人的生活处于无人照料状态的, 被监护人住所地的居民委员会、村民委员会或者民政部门应当为被监护人安排必要的临时生活照料措施。

第三十五条 监护人应当按照最有利于被监护人的原则履行监护职责。监护人除为维护被监护人利益外, 不得处分被监护人的财产。

未成年人的监护人履行监护职责, 在作出与被监护人利益有关的决定时, 应当根据被监护人的年龄和智力状况, 尊重被监护人的真实意愿。

成年人的监护人履行监护职责, 应当最大程度地尊重被监护人的真实意愿, 保障并协助被监护人实施与其智力、精神健康状况相适应的民事法律行为。对被监护人有能力独立处理的事务, 监护人不得干涉。

定するよう申し立てることもできる。

住民委員会、村民委員会、民政部門又は人民法院は、被監護人の真実の意思を尊重し、被監護人に最も有利であるという原則に従い、法により監護資格を有する者の中から監護人を指定しなければならない。

第 1 項の規定により監護人を指定する前において、被監護人の人身上の権利、財産上の権利その他の適法な權益が保護される者のいない状態にある場合には、被監護人の住所地の住民委員会、村民委員会、法律に定める関係組織又は民政部門が臨時監護人を担任する。

監護人が指定された後は、無断でこれを変更してはならない。無断で変更した場合には、指定された監護人の責任を免除しない。

第 32 条 法により監護資格を有する者がいない場合には、監護人は、民政部門がこれを担任するものとし、また、監護職責履行の条件を具備する、被監護人の住所地の住民委員会又は村民委員会がこれを担任することもできる。

第 33 条 完全な民事行為能力を有する成年者は、その近親者又は監護人を担任することを望むその他の個人若しくは組織と事前に協議し、自らの監護人を書面により確定することができ、自らが民事行為能力を喪失し、又は一部喪失した際には、当該監護人が監護職責を履行する。

第 34 条 監護人の職責は、被監護人を代理して民事法律行為を実施し、被監護人の人身上の権利、財産上の権利その他の適法な權益を保護すること等である。

監護人が法により監護職責を履行して生ずる権利は、法律による保護を受ける。

監護人は、監護職責を履行せず、又は被監護人の適法な權益を侵害した場合には、法律責任を負わなければならない。

突発事件の発生等の緊急状況により、監護人が監護職責を一時的に履行するすべがなく、被監護人の生活が世話をする者のいない状態にある場合には、被監護人の住所地の住民委員会、村民委員会又は民政部門は、必要な生活の世話にかかる臨時措置を被監護人のため手配しなければならない。

第 35 条 監護人は、被監護人に最も有利であるという原則に従い監護職責を履行しなければならない。監護人は、被監護人の利益を維持保護するためである場合を除き、被監護人の財産を処分してはならない。

未成年者の監護人は、監護職責を履行するにあたり、被監護人の利益に関係する決定を下す際に、被監護人の年齢及び知力の状況に基づき、被監護人の真実の意思を尊重しなければならない。

成年者の監護人は、監護職責を履行するにあたり、被監護人の真実の意思を最大限に尊重し、被監護人がその知力及び精神的健康の状況に適した民事法律行為を実施するのを保

日本企業各社の中国ビジネスをサポートすべく、中国「民法典」対訳をこの PDF ファイルで公開いたします。
この PDF ファイルの全部又は各ページにつき、内容を改変せずに配布又は印刷いただく場合、逐一、弊社の許諾を得ていただく必要はありません。ヘッダーの削除や一部抜粋など改変を伴う場合は、お手数ですが、都度、「キャスト中国ビジネス」Web サイト左下のeメール又はお問合せフォームからご相談ください。

「キャスト中国ビジネス」開設 15 周年: <https://www.cast-china.biz/>

第三十六条 监护人有下列情形之一的, 人民法院根据有关个人或者组织的申请, 撤销其监护人资格, 安排必要的临时监护措施, 并按照最有利于被监护人的原则依法指定监护人:

(一) 实施严重损害被监护人身心健康的行为;

(二) 怠于履行监护职责, 或者无法履行监护职责且拒绝将监护职责部分或者全部委托给他人, 导致被监护人处于危困状态;

(三) 实施严重侵害被监护人合法权益的其他行为。

本条规定的有关个人、组织包括: 其他依法具有监护资格的人, 居民委员会、村民委员会、学校、医疗机构、妇女联合会、残疾人联合会、未成年人保护组织、依法设立的老年人组织、民政部门等。

前款规定的个人和民政部门以外的组织未及时向人民法院申请撤销监护人资格的, 民政部门应当向人民法院申请。

第三十七条 依法负担被监护人抚养费、赡养费、扶养费的父母、子女、配偶等, 被人民法院撤销监护人资格后, 应当继续履行负担的义务。

第三十八条 被监护人的父母或者子女被人民法院撤销监护人资格后, 除对被监护人实施故意犯罪的外, 确有悔改表现的, 经其申请, 人民法院可以在尊重被监护人真实意愿的前提下, 视情况恢复其监护人资格, 人民法院指定的监护人与被监护人的监护关系同时终止。

第三十九条 有下列情形之一的, 监护关系终止:

(一) 被监护人取得或者恢复完全民事行为能力;

(二) 监护人丧失监护能力;

(三) 被监护人或者监护人死亡;

(四) 人民法院认定监护关系终止的其他情形。

监护关系终止后, 被监护人仍然需要监护的, 应当依法另行确定监护人。

第三节 宣告失踪和宣告死亡

障し、かつ、これに助力しなければならない。被監護人が独立して処理する能力を有する事務について、監護人は、これに干渉してはならない。

第 36 条 監護人に次に掲げる事由の 1 つがある場合には、人民法院は、関係個人又は組織の申立てに基づき、その監護人資格を取り消し、必要な臨時監護措置を手配し、かつ、被監護人に最も有利であるという原則に従い法により監護人を指定する。

(一) 被監護人の身心の健康を重大に損なう行為を実施したとき。

(二) 監護職責の履行を怠り、又は監護職責を履行するすべがなく、かつ、監護職責の一部又は全部を他人に委託することを拒絶して、被監護人を危険・困難な状態に至らしめたとき。

(三) 被監護人の適法な權益を重大に侵害するその他の行為を実施したとき。

この条所定の関係個人及び組織には、法により監護資格を有するその他の者、住民委員会、村民委員会、学校、医療機構、女性連合会、障害者連合会、未成年者保護組織、法により設立された老人組織、民政部門等を含む。

前項所定の個人及び民政部門以外の組織が遅滞なく人民法院に対し監護人資格を取り消すよう申し立てない場合には、民政部門は、人民法院に対しこれを申し立てなければならない。

第 37 条 法により被監護人の卑属扶養費、尊属扶養費及び扶養費を負担する父母、子、配偶者等は、人民法院により監護人資格を取り消された後、負担の義務を継続して履行しなければならない。

第 38 条 被監護人に対し故意犯罪を実施した場合を除き、人民法院により監護人資格を取り消された後において、被監護人の父母又は子に、反省の態度が確実にある場合には、当該父母又は子の申立てを経て、人民法院は、被監護人の真実の意思を尊重することを前提として、状況に応じてその監護人資格を回復することができるものとし、人民法院の指定した監護人と被監護人との監護関係は、同時に終了する。

第 39 条 次に掲げる事由の 1 つがある場合には、監護関係は、終了する。

(一) 被監護人が完全な民事行為能力を取得し、又は回復したとき。

(二) 監護人が監護能力を喪失したとき。

(三) 被監護人又は監護人が死亡したとき。

(四) 監護関係が終了すると人民法院が認定するその他の事由

監護関係が終了した後に、被監護人がなお監護を必要とする場合には、法により別途監護人を確定しなければならない。

第 3 節 失踪宣告及び死亡宣告

日本企業各社の中国ビジネスをサポートすべく、中国「民法典」対訳をこの PDF ファイルで公開いたします。
この PDF ファイルの全部又は各ページにつき、内容を改変せずに配布又は印刷いただく場合、**逐一、弊社の許諾を得ていただく必要はありません**。ヘッダーの削除や一部抜粋など改変を伴う場合は、お手数ですが、都度、「キャスト中国ビジネス」Web サイト左下のeメール又はお問合せフォームからご相談ください。

「キャスト中国ビジネス」開設 15 周年: <https://www.cast-china.biz/>

第四十条 自然人下落不明满二年的, 利害关系人可以向人民法院申请宣告该自然人为失踪人。

第四十一条 自然人下落不明的时间自其失去音讯之日起计算。战争期间下落不明的, 下落不明的时间自战争结束之日或者有关机关确定的下落不明之日起计算。

第四十二条 失踪人的财产由其配偶、成年子女、父母或者其他愿意担任财产代管人的代管。

代管有争议, 没有前款规定的人, 或者前款规定的人无代管能力的, 由人民法院指定的人代管。

第四十三条 财产代管人应当妥善管理失踪人的财产, 维护其财产权益。

失踪人所欠税款、债务和应付的其他费用, 由财产代管人从失踪人的财产中支付。

财产代管人因故意或者重大过失造成失踪人财产损失的, 应当承担赔偿责任。

第四十四条 财产代管人不履行代管职责、侵害失踪人财产权益或者丧失代管能力的, 失踪人的利害关系人可以向人民法院申请变更财产代管人。

财产代管人有正当理由的, 可以向人民法院申请变更财产代管人。

人民法院变更财产代管人的, 变更后的财产代管人有权请求原财产代管人及时移交有关财产并报告财产代管情况。

第四十五条 失踪人重新出现, 经本人或者利害关系人申请, 人民法院应当撤销失踪宣告。

失踪人重新出现, 有权请求财产代管人及时移交有关财产并报告财产代管情况。

第四十六条 自然人有下列情形之一的, 利害关系人可以向人民法院申请宣告该自然人死亡:

(一) 下落不明满四年;

(二) 因意外事件, 下落不明满二年。

因意外事件下落不明, 经有关机关证明该自然人不可能生存的, 申请宣告死亡不受二年时间的限制。

第 40 条 自然人が行方不明となり 2 年が経過した場合には、利害関係人は、当該自然人が失踪者である旨を宣告するよう人民法院に対し申し立てることができる。

第 41 条 自然人の行方不明の期間は、当該自然人が音信を絶った日から起算する。戦争期間に行方不明になった場合には、行方不明の期間は、戦争終結の日又は関係機関が確定する行方不明の日から起算する。

第 42 条 失踪者の財産は、その配偶者、成年の子、父母又は財産代理管理人を担任することを望むその他の者が代理管理する。

代理管理につき争いがある場合において、前項所定の者がおらず、又は前項所定の者に代理管理の能力がない場合には、人民法院の指定する者が代理管理する。

第 43 条 財産代理管理人は、失踪者の財産を適切に管理し、その財産権益を維持保護しなければならない。

失踪者の未納付の税金、債務及び支払うべきその他の費用は、財産代理管理人が失踪者の財産の中からこれらを支払う。

財産代理管理人は、故意又は重大な過失により失踪者の財産の損害をもたらした場合には、賠償責任を負わなければならない。

第 44 条 財産代理管理人が代理管理職責を履行せず、失踪者の財産権益を侵害し、又は代理管理能力を喪失した場合には、失踪者の利害関係人は、人民法院に対し財産代理管理人を変更するよう申し立てることができる。

財産代理管理人は、正当な理由を有する場合には、人民法院に対し財産代理管理人を変更するよう申し立てることができる。

人民法院が財産代理管理人を変更した場合には、変更後の財産代理管理人は、原財産代理管理人に対し、遅滞なく関係財産を引き渡し、かつ、財産代理管理状況を報告するよう請求する権利を有する。

第 45 条 失踪者が再び現れた場合には、本人又は利害関係人の申立てを経て、人民法院は、失踪宣告を取り消さなければならない。

失踪者は、再び現れた場合には、財産代理管理人に対し、遅滞なく関係財産を引き渡し、かつ、財産代理管理状況を報告するよう請求する権利を有する。

第 46 条 自然人に次に掲げる事由の 1 つがある場合には、利害関係人は、当該自然人が死亡した旨を宣告するよう人民法院に対し申し立てることができる。

(一) 行方不明となり 4 年が経過したとき。

(二) 予想外の事件により、行方不明となり 2 年が経過したとき。

予想外の事件により行方不明となり、当該自然人に生存の可能性がない旨の関係機関の証明を経た場合には、死亡宣告

日本企業各社の中国ビジネスをサポートすべく、中国「民法典」対訳をこの PDF ファイルで公開いたします。
この PDF ファイルの全部又は各ページにつき、内容を改変せずに配布又は印刷いただく場合、逐一、弊社の許諾を得ていただく必要はありません。ヘッダーの削除や一部抜粋など改変を伴う場合は、お手数ですが、都度、「キャスト中国ビジネス」Web サイト左下のeメール又はお問合せフォームからご相談ください。

「キャスト中国ビジネス」開設 15 周年: <https://www.cast-china.biz/>

第四十七条 对同一自然人, 有的利害关系人申请宣告死亡, 有的利害关系人申请宣告失踪, 符合本法规定的宣告死亡条件的, 人民法院应当宣告死亡。

第四十八条 被宣告死亡的人, 人民法院宣告死亡的判决作出之日视为其死亡的日期; 因意外事件下落不明宣告死亡的, 意外事件发生之日视为其死亡的日期。

第四十九条 自然人被宣告死亡但是并未死亡的, 不影响该自然人在被宣告死亡期间实施的民事法律行为的效力。

第五十条 被宣告死亡的人重新出现, 经本人或者利害关系人申请, 人民法院应当撤销死亡宣告。

第五十一条 被宣告死亡的人的婚姻关系, 自死亡宣告之日起消除。死亡宣告被撤销的, 婚姻关系自撤销死亡宣告之日起自行恢复。但是, 其配偶再婚或者向婚姻登记机关书面声明不愿意恢复的除外。

第五十二条 被宣告死亡的人在被宣告死亡期间, 其子女被他人依法收养的, 在死亡宣告被撤销后, 不得以未经本人同意为由主张收养行为无效。

第五十三条 被撤销死亡宣告的人有权请求依照本法第六编取得其财产的民事主体返还财产; 无法返还的, 应当给予适当补偿。

利害关系人隐瞒真实情况, 致使他人被宣告死亡而取得其财产的, 除应当返还财产外, 还应当对由此造成的损失承担赔偿责任。

第四节 个体工商户和农村承包经营户

第五十四条 自然人从事工商业经营, 经依法登记, 为个体工商户。个体工商户可以起字号。

第五十五条 农村集体经济组织的成员, 依法取得农村土地承包经营权, 从事家庭承包经营的, 为农村承包经营户。

第五十六条 个体工商户的债务, 个人经营的, 以个人财产承担; 家庭经营的, 以家庭财产承担; 无法区分的, 以家庭财产承担。

农村承包经营户的债务, 以从事农村土地承包经营的农户财产承担; 事实上由农户部分成员经营的, 以该部分成员的财

の申立ては、2 年の期間の制限を受けない。

第 47 条 同一の自然人について、一部の利害関係人は死亡宣告を申し立て、一部の利害関係人は失踪宣告を申し立てた場合において、この法律所定の死亡宣告条件に適合するときは、人民法院は、死亡を宣告しなければならない。

第 48 条 死亡を宣告された者については、人民法院の死亡宣告にかかる判決が下された日をその死亡の日とみなす。予想外の事件により行方不明となり死亡を宣告する場合には、予想外の事件が発生した日をその死亡の日とみなす。

第 49 条 自然人が死亡を宣告されたけれども死亡していなかった場合にも、当該自然人が死亡を宣告されていた期間に実施した民事法律行為の効力に影響しない。

第 50 条 死亡を宣告された者が再び現れた場合には、本人又は利害関係人の申立てを経て、人民法院は、死亡宣告を取り消さなければならない。

第 51 条 死亡を宣告された者の婚姻関係は、死亡宣告の日から解消する。死亡宣告が取り消された場合には、婚姻関係は、死亡宣告が取り消された日から自動的に回復する。ただし、その配偶者が再婚し、又は婚姻登記機関に対し回復を望まない旨を書面により表明する場合を除く。

第 52 条 死亡を宣告された者は、死亡を宣告されていた期間に自らの子が他人により法により養子縁組された場合には、死亡宣告が取り消された後において、本人の同意を経ないことを理由に養子縁組行為の無効を主張することができない。

第 53 条 死亡宣告が取り消された者は、第 6 編により自らの財産を取得した民事主体に財産の返還を請求する権利を有する。返還するすべがない場合には、適当な補償をしなければならない。

利害関係人は、真実の状況を隠蔽し、他人が死亡を宣告されるようにして当該他人の財産を取得した場合には、財産を返還すべきほか、更にこれによりもたらされた損害について賠償責任を負わなければならない。

第 4 節 個人工商業者及び農村請負経営業者

第 54 条 自然人が工商業の経営に従事するにあたっては、法による登記を経て、これを個人工商業者とする。個人工商業者は、屋号を付けることができる。

第 55 条 農村集体经济組織の成員が法により農村土地請負経営権を取得し、家族請負経営に従事する場合には、これを農村請負経営業者とする。

第 56 条 個人工商業者の債務は、個人経営である場合には個人の財産をもってこれを引き受け、家族経営である場合には家族の財産をもってこれを引き受ける。区分するすべがない場合には、家族の財産をもってこれを引き受ける。

農村請負経営業者の債務は、農村土地請負経営に従事す

日本企業各社の中国ビジネスをサポートすべく、中国「民法典」対訳をこの PDF ファイルで公開いたします。
この PDF ファイルの全部又は各ページにつき、内容を改変せずに配布又は印刷いただく場合、逐一、弊社の許諾を得ていただく必要はありません。ヘッダーの削除や一部抜粋など改変を伴う場合は、お手数ですが、都度、「キャスト中国ビジネス」Web サイト左下のeメール又はお問合せフォームからご相談ください。

「キャスト中国ビジネス」開設 15 周年: <https://www.cast-china.biz/>

産承担。

第三章 法人

第一节 一般規定

第五十七条 法人是具有民事权利能力和民事行为能力，依法独立享有民事权利和承担民事义务的组织。

第五十八条 法人应当依法成立。

法人应当有自己的名称、组织机构、住所、财产或者经费。法人成立的具体条件和程序，依照法律、行政法规的规定。

设立法人，法律、行政法规规定须经有关机关批准的，依照其规定。

第五十九条 法人的民事权利能力和民事行为能力，从法人成立时产生，到法人终止时消灭。

第六十条 法人以其全部财产独立承担民事责任。

第六十一条 依照法律或者法人章程的规定，代表法人从事民事活动的负责人，为法人的法定代表人。

法定代表人以法人名义从事的民事活动，其法律后果由法人承受。

法人章程或者法人权力机构对法定代表人代表权的限制，不得对抗善意相对人。

第六十二条 法定代表人因执行职务造成他人损害的，由法人承担民事责任。

法人承担民事责任后，依照法律或者法人章程的规定，可以向有过错的法定代表人追偿。

第六十三条 法人以其主要办事机构所在地为住所。依法需要办理法人登记的，应当将主要办事机构所在地登记为住所。

第六十四条 法人存续期间登记事项发生变化的，应当依法向登记机关申请变更登记。

第六十五条 法人的实际情况与登记的事项不一致的，不得对抗善意相对人。

第六十六条 登记机关应当依法及时公示法人登记的有关信息。

第六十七条 法人合并的，其权利和义务由合并后的法人享

る農家の財産をもってこれを引き受ける。事実上、農家の一部の成員が経営する場合には、当該一部の成員の財産をもってこれを引き受ける。

第3章 法人

第1節 一般規定

第57条 法人は、民事権利能力及び民事行為能力を有し、法により独立して民事上の権利を享有し、及び民事上の義務を負う組織である。

第58条 法人は、法により成立しなければならない。

法人は、自己の名称、組織機構、住所及び財産又は経費を有しなければならない。法人成立の具体的な条件及び手続は、法律及び行政法規の規定による。

法人を設立するにあたり、法律又は行政法規に必ず関係機関の認可を経るべき旨が定められている場合には、当該定めによる。

第59条 法人の民事権利能力及び民事行為能力は、法人が成立した時から生じ、法人が終了した時に消滅する。

第60条 法人は、その財産の全部により独立して民事責任を負う。

第61条 法律又は法人定款の規定により、法人を代表して民事活動に従事する責任者は、これを法人の法定代表人とする。

法定代表人が法人の名により従事する民事活動について、その法律効果は、法人がこれを引き受ける。

法人定款又は法人の権力機構による法定代表人の代表権に対する制限は、善意の相手方に対抗することができない。

第62条 法定代表人が職務の執行により他人に損害をもたらした場合には、法人が民事責任を負う。

法人は、民事責任を負った後に、法律又は法人定款の規定により、故意・過失を有する法定代表人に対し求償することができる。

第63条 法人は、その主たる事務取扱機構の所在地を住所とする。法により法人登記手続をする必要がある場合には、主たる事務取扱機構の所在地を住所として登記しなければならない。

第64条 法人の存続期間に登記事項に変化が発生した場合には、法により登記機関に対し変更登記を申請しなければならない。

第65条 法人の実際の状況が登記した事項と一致しない場合には、善意の相手方に対抗することができない。

第66条 登記機関は、法人登記の関係情報を法により遅滞なく公示しなければならない。

第67条 法人が合併する場合には、その権利及び義務は、合

日本企業各社の中国ビジネスをサポートすべく、中国「民法典」対訳をこの PDF ファイルで公開いたします。
この PDF ファイルの全部又は各ページにつき、内容を改変せずに配布又は印刷いただく場合、逐一、弊社の許諾を得ていただく必要はありません。ヘッダーの削除や一部抜粋など改変を伴う場合は、お手数ですが、都度、「キャスト中国ビジネス」Web サイト左下のeメール又はお問合せフォームからご相談ください。

「キャスト中国ビジネス」開設 15 周年: <https://www.cast-china.biz/>

有和承担。

法人分立的, 其权利和义务由分立后的法人享有连带债权, 承担连带债务, 但是债权人和债务人另有约定的除外。

第六十八条 有下列原因之一并依法完成清算、注销登记的, 法人终止:

- (一) 法人解散;
- (二) 法人被宣告破产;
- (三) 法律规定的其他原因。

法人终止, 法律、行政法规规定须经有关机关批准的, 依照其规定。

第六十九条 有下列情形之一的, 法人解散:

- (一) 法人章程规定的存续期间届满或者法人章程规定的其他解散事由出现;
- (二) 法人的权力机构决议解散;
- (三) 因法人合并或者分立需要解散;
- (四) 法人依法被吊销营业执照、登记证书, 被责令关闭或者被撤销;
- (五) 法律规定的其他情形。

第七十条 法人解散的, 除合并或者分立的情形外, 清算义务人应当及时组成清算组进行清算。

法人的董事、理事等执行机构或者决策机构的成员为清算义务人。法律、行政法规另有规定的, 依照其规定。

清算义务人未及时履行清算义务, 造成损害的, 应当承担民事责任; 主管机关或者利害关系人可以申请人民法院指定有关人员组成清算组进行清算。

第七十一条 法人的清算程序和清算组职权, 依照有关法律的规定; 没有规定的, 参照适用公司法律的有关规定。

第七十二条 清算期间法人存续, 但是不得从事与清算无关的活动。

法人清算后的剩余财产, 按照法人章程的规定或者法人权力机构的决议处理。法律另有规定的, 依照其规定。

清算结束并完成法人注销登记时, 法人终止; 依法不需要办理法人登记的, 清算结束时, 法人终止。

第七十三条 法人被宣告破产的, 依法进行破产清算并完成法人注销登记时, 法人终止。

併後の法人が享有し、及び負う。

法人が分割する場合には、その権利及び義務は、分割後の法人が連帯債権を享有し、連帯債務を引き受ける。ただし、債権者及び債務者に別段の約定がある場合を除く。

第 68 条 次に掲げる原因の 1 つがあり、かつ、法により清算及び抹消登記を完了した場合には、法人は、終了する。

- (一) 法人が解散するとき。
- (二) 法人が破産を宣告されたとき。
- (三) 法律に定めるその他の原因

法人の終了について、法律又は行政法規に必ず関係機関の認可を経るべき旨が定められている場合には、当該定めによる。

第 69 条 次に掲げる事由の 1 つがある場合には、法人は、解散する。

- (一) 法人定款に定める存続期間が満了し、又は法人定款に定めるその他の解散事由が出現したとき。
- (二) 法人の権力機構が解散を決議したとき。
- (三) 法人の合併又は分割により解散する必要があるとき。
- (四) 法人が法により営業許可証又は登記証書を行政処罰として取り消され、閉鎖を命ぜられ、又は取り消されたとき。
- (五) 法律所定のその他の事由

第 70 条 法人が解散する場合には、合併又は分割の事由を除き、清算義務者は、遅滞なく清算グループを構成して清算をしなければならない。

法人の董事、理事等の執行機構又は意思決定機構の成員は、これを清算義務者とする。法律又は行政法規に別段の定めがある場合には、当該定めによる。

清算義務者は、遅滞なく清算義務を履行せず、損害をもたらした場合には、民事責任を負わなければならない。主管機関又は利害関係人は、人民法院に対し関係人員を指定して清算グループを構成させ清算をさせるよう申し立てることができる。

第 71 条 法人の清算手続及び清算グループの職権は、関係する法律の規定による。定めがない場合には、会社に適用する法律の関係規定を参照する。

第 72 条 清算期間において、法人は、存続する。ただし、清算と関係のない活動に従事してはならない。

法人が清算した後の残余財産については、法人定款の規定又は法人の権力機構の決議に従い処理する。法律に別段の定めがある場合には、当該定めによる。

清算が終了し、かつ、法人抹消登記を完了した時に、法人は、終了する。法により法人登記手続をする必要がない場合には、清算が終了した時に、法人は、終了する。

第 73 条 法人が破産を宣告された場合には、法により破産清算をし、かつ、法人抹消登記を完了した時に、法人は、終了する。

日本企業各社の中国ビジネスをサポートすべく、中国「民法典」対訳をこの PDF ファイルで公開いたします。
この PDF ファイルの全部又は各ページにつき、内容を改変せずに配布又は印刷いただく場合、逐一、弊社の許諾を得ていただく必要はありません。ヘッダーの削除や一部抜粋など改変を伴う場合は、お手数ですが、都度、「キャスト中国ビジネス」Web サイト左下のeメール又はお問合せフォームからご相談ください。

「キャスト中国ビジネス」開設 15 周年: <https://www.cast-china.biz/>

第七十四条 法人可以依法设立分支机构。法律、行政法规规定分支机构应当登记的，依照其规定。

分支机构以自己的名义从事民事活动，产生的民事责任由法人承担；也可以先以该分支机构管理的财产承担，不足以承担的，由法人承担。

第七十五条 设立人为设立法人从事的民事活动，其法律后果由法人承受；法人未成立的，其法律后果由设立人承受，设立人为二人以上的，享有连带债权，承担连带债务。

设立人为设立法人以自己的名义从事民事活动产生的民事责任，第三人有权选择请求法人或者设立人承担。

第二节 营利法人

第七十六条 以取得利润并分配给股东等出资人为目的成立的法人，为营利法人。

营利法人包括有限责任公司、股份有限公司和其他企业法人等。

第七十七条 营利法人经依法登记成立。

第七十八条 依法设立的营利法人，由登记机关发给营利法人营业执照。营业执照签发日期为营利法人的成立日期。

第七十九条 设立营利法人应当依法制定法人章程。

第八十条 营利法人应当设权力机构。

权力机构行使修改法人章程，选举或者更换执行机构、监督机构成员，以及法人章程规定的其他职权。

第八十一条 营利法人应当设执行机构。

执行机构行使召集权力机构会议，决定法人的经营计划和投资方案，决定法人内部管理机构的设置，以及法人章程规定的其他职权。

执行机构为董事会或者执行董事的，董事长、执行董事或者经理按照法人章程的规定担任法定代表人；未设董事会或者执行董事的，法人章程规定的主要负责人为其执行机构和法定代表人。

第八十二条 营利法人设监事会或者监事等监督机构的，监督机构依法行使检查法人财务，监督执行机构成员、高级管理人员执行法人职务的行为，以及法人章程规定的其他职权。

第八十三条 营利法人的出资人不得滥用出资人权利损害法

第 74 条 法人は、法により分支機構を設立することができる。法律又は行政法規に分支機構につき登記すべき旨が定められている場合には、当該定めによる。

分支機構が自己の名により民事活動に従事するにあたり、生ずる民事責任は、法人がこれを負うものとし、また、まず当該分支機構が管理する財産をもってこれを引き受けることもでき、引き受けるのに不足する場合には、法人がこれを負う。

第 75 条 設立者が法人を設立するため従事する民事活動について、その法律効果は、法人がこれを引き受ける。法人が成立していない場合には、その法律効果は、設立者がこれを引き受け、設立者が 2 名以上であるときは、連帯債権を享有し、連帯債務を引き受ける。

設立者が法人を設立するため自己の名により民事活動に従事して生ずる民事責任について、第三者は、法人又は設立者にこれを負うよう選択して請求する権利を有する。

第 2 節 营利法人

第 76 条 利益を取得し、かつ、株主等の出資者に分配することを目的として成立する法人は、これを营利法人とする。

营利法人には、有限責任会社、株式有限会社その他の企業法人等を含む。

第 77 条 营利法人は、法による登記を経て成立する。

第 78 条 法により設立される营利法人については、登記機関が营利法人営業許可証を発給する。営業許可証の発行日は、これを营利法人の成立日とする。

第 79 条 营利法人の設立にあたっては、法により法人定款を制定しなければならない。

第 80 条 营利法人は、権力機構を設けなければならない。

権力機構は、法人定款の変更、執行機構及び監督機構の成員の選挙又は交代並びに法人定款に定められるその他の職権を行使する。

第 81 条 营利法人は、執行機構を設けなければならない。

執行機構は、権力機構会議の招集、法人の経営計画及び投資方案の決定、法人内部管理機構の設置の決定並びに法人定款に定められるその他の職権を行使する。

執行機構を董事会又は執行董事とする場合には、董事長、執行董事又は經理は、法人定款の規定に従い法定代表者を担任する。董事会又は執行董事を設けない場合には、法人定款に定められる主たる責任者をその執行機構及び法定代表者とする。

第 82 条 营利法人が监事会又は監事等の監督機構を設ける場合には、監督機構は、法人の財務の検査、執行機構の成員及び高級管理人員が法人の職務を執行する行為の監督並びに法人定款に定められるその他の職権を法により行使する。

第 83 条 营利法人の出資者は、出資者としての権利を濫用

日本企業各社の中国ビジネスをサポートすべく、中国「民法典」対訳をこの PDF ファイルで公開いたします。
この PDF ファイルの全部又は各ページにつき、内容を改変せずに配布又は印刷いただく場合、逐一、弊社の許諾を得ていただく必要はありません。ヘッダーの削除や一部抜粋など改変を伴う場合は、お手数ですが、都度、「キャスト中国ビジネス」Web サイト左下のeメール又はお問合せフォームからご相談ください。

「キャスト中国ビジネス」開設 15 周年: <https://www.cast-china.biz/>

人或者其他出资人の利益; 滥用出资人权利造成法人或者其他出资人损失的, 应当依法承担民事责任。

营利法人的出资人不得滥用法人独立地位和出资人有限责任损害法人债权人的利益; 滥用法人独立地位和出资人有限责任, 逃避债务, 严重损害法人债权人的利益的, 应当对法人债务承担连带责任。

第八十四条 营利法人的控股出资人、实际控制人、董事、监事、高级管理人员不得利用其关联关系损害法人的利益; 利用关联关系造成法人损失的, 应当承担赔偿责任。

第八十五条 营利法人的权力机构、执行机构作出决议的会议召集程序、表决方式违反法律、行政法规、法人章程, 或者决议内容违反法人章程的, 营利法人的出资人可以请求人民法院撤销该决议。但是, 营利法人依据该决议与善意相对人形成的民事法律关系不受影响。

第八十六条 营利法人从事经营活动, 应当遵守商业道德, 维护交易安全, 接受政府和社会的监督, 承担社会责任。

第三节 非营利法人

第八十七条 为公益目的或者其他非营利目的成立, 不向出资人、设立人或者会员分配所取得利润的法人, 为非营利法人。

非营利法人包括事业单位、社会团体、基金会、社会服务机构等。

第八十八条 具备法人条件, 为适应经济社会发展需要, 提供公益服务设立的事业单位, 经依法登记成立, 取得事业单位法人资格; 依法不需要办理法人登记的, 从成立之日起, 具有事业单位法人资格。

第八十九条 事业单位法人设理事会的, 除法律另有规定外, 理事会为其决策机构。事业单位法人的法定代表人依照法律、行政法规或者法人章程的规定产生。

第九十条 具备法人条件, 基于会员共同意愿, 为公益目的或者会员共同利益等非营利目的设立的社会团体, 经依法登记成立, 取得社会团体法人资格; 依法不需要办理法人登记的, 从成立之日起, 具有社会团体法人资格。

第九十一条 设立社会团体法人应当依法制定法人章程。
社会团体法人应当设会员大会或者会员代表大会等权力机构。

して法人又は他の出資者の利益を損なってはならない。出資者としての権利を濫用して法人又は他の出資者に損害をもたらした場合には、法により民事責任を負わなければならない。

営利法人の出資者は、法人の独立した地位及び出資者の有限責任を濫用して法人の債権者の利益を損なってはならない。法人の独立した地位及び出資者の有限責任を濫用し、債務を逃れ、法人の債権者の利益を重大に損なった場合には、法人の債務について連帯責任を負わなければならない。

第 84 条 営利法人の支配出資者、実際支配者、董事、監事及び高級管理人員は、自らの関連関係を利用して法人の利益を損なってはならない。関連関係を利用して法人に損害をもたらした場合には、賠償責任を負わなければならない。

第 85 条 営利法人の権力機構又は執行機構が決議を下した会議の招集手続若しくは議決方式が法律、行政法規若しくは法人定款に違反し、又は決議内容が法人定款に違反する場合には、営利法人の出資者は、人民法院に対し当該決議を取り消すよう請求することができる。ただし、営利法人が当該決議により善意の相手方と形成した民事法律関係は、影響を受けない。

第 86 条 営利法人は、経営活動に従事するにあたり、商業道徳を遵守し、取引の安全を維持保護し、政府及び社会の監督を受け入れ、社会責任を負わなければならない。

第 3 節 非営利法人

第 87 条 公益目的その他の非営利目的のため成立し、出資者、設立者又は会員に対し取得した利益を分配しない法人は、これを非営利法人とする。

非営利法人には、事業単位、社会团体、基金会、社会サービス機構等を含む。

第 88 条 法人の条件を具備し、経済社会発展の必要に適應して公益サービスを提供するため設立される事業単位は、法による登記を経て成立し、事業単位法人格を取得する。法により法人登記手続をする必要がない場合には、成立の日から事業単位法人格を有する。

第 89 条 事業単位法人が理事会を設ける場合には、法律に別段の定めがある場合を除き、理事会をその意思決定機構とする。事業単位法人の法定代表人は、法律、行政法規又は法人定款の規定によりこれを選出する。

第 90 条 法人の条件を具備し、会員の共同の意思に基づき、公益目的又は会員の共同の利益等の非営利目的のため設立される社会团体は、法による登記を経て成立し、社会团体法人格を取得する。法により法人登記手続をする必要がない場合には、成立の日から社会团体法人格を有する。

第 91 条 社会团体法人を設立するにあたっては、法により法人定款を制定しなければならない。

社会团体法人は、会員大会又は会員代表大会等の権力機

日本企業各社の中国ビジネスをサポートすべく、中国「民法典」対訳をこの PDF ファイルで公開いたします。
この PDF ファイルの全部又は各ページにつき、内容を改変せずに配布又は印刷いただく場合、逐一、弊社の許諾を得ていただく必要はありません。ヘッダーの削除や一部抜粋など改変を伴う場合は、お手数ですが、都度、「キャスト中国ビジネス」Web サイト左下のeメール又はお問合せフォームからご相談ください。

「キャスト中国ビジネス」開設 15 周年: <https://www.cast-china.biz/>

社会团体法人应当设理事会等执行机构。理事长或者会长等负责人按照法人章程的规定担任法定代表人。

第九十二条 具备法人条件, 为公益目的以捐助财产设立的基金会、社会服务机构等, 经依法登记成立, 取得捐助法人资格。

依法设立的宗教活动场所, 具备法人条件的, 可以申请法人登记, 取得捐助法人资格。法律、行政法规对宗教活动场所所有规定的, 依照其规定。

第九十三条 设立捐助法人应当依法制定法人章程。

捐助法人应当设理事会、民主管理组织等决策机构, 并设执行机构。理事长等负责人按照法人章程的规定担任法定代表人。

捐助法人应当设监事会等监督机构。

第九十四条 捐助人有权向捐助法人查询捐助财产的使用、管理情况, 并提出意见和建议, 捐助法人应当及时、如实答复。

捐助法人的决策机构、执行机构或者法定代表人作出决定的程序违反法律、行政法规、法人章程, 或者决定内容违反法人章程的, 捐助人等利害关系人或者主管机关可以请求人民法院撤销该决定。但是, 捐助法人依据该决定与善意相对人形成的民事法律关系不受影响。

第九十五条 为公益目的成立的非营利法人终止时, 不得向出资人、设立人或者会员分配剩余财产。剩余财产应当按照法人章程的规定或者权力机构的决议用于公益目的; 无法按照法人章程的规定或者权力机构的决议处理的, 由主管机关主持转给宗旨相同或者相近的法人, 并向社会公告。

第四节 特别法人

第九十六条 本节规定的机关法人、农村集体经济组织法人、城镇农村的合作经济组织法人、基层群众性自治组织法人, 为特别法人。

第九十七条 有独立经费的机关和承担行政职能的法定机构从成立之日起, 具有机关法人资格, 可以从事为履行职能所必要的民事活动。

第九十八条 机关法人被撤销的, 法人终止, 其民事权利和

义务由继任的机构承受。

社会团体法人是, 理事会等の執行機構を設けなければならない。理事長又は会長等の責任者は, 法人定款の規定に従い法定代表者を担任する。

第92条 法人の条件を具備し、公益目的のため寄付財産により設立される基金会、社会サービス機構等は、法による登記を経て成立し、寄付法人格を取得する。

法により設立される宗教活動場所は、法人の条件を具備する場合には、法人登記を申請し、寄付法人格を取得することができる。法律又は行政法規に宗教活動場所について定めがある場合には、当該定めによる。

第93条 寄付法人の設立にあたっては、法により法人定款を制定しなければならない。

寄付法人は、理事会、民主管理組織等の意思決定機構を設け、かつ、執行機構を設けなければならない。理事長等の責任者は、法人定款の規定に従い法定代表者を担任する。

寄付法人は、監事会等の監督機構を設けなければならない。

第94条 寄付者は、寄付法人に対し寄付財産の使用及び管理状況を照会し、かつ、意見及び建議を提出する権利を有する。寄付法人は、遅滞なく、かつ、ありのままにこれに回答しなければならない。

寄付法人の意思決定機構、執行機構又は法定代表者が決定を下した手続が法律、行政法規若しくは法人定款に違反し、又は決定内容が法人定款に違反する場合には、寄付者等の利害関係人又は主管機関は、人民法院に対し当該決定を取り消すよう請求することができる。ただし、寄付法人が当該決定により善意の相手方と形成した民事法律関係は、影響を受けない。

第95条 公益目的のため成立した非営利法人は、終了の際に、出資者、設立者又は会員に対し残余財産を分配してはならない。残余財産は、法人定款の規定又は権力機構の決議に従い公益目的に用いなければならない。法人定款の規定又は権力機構の決議に従い処理するすべがない場合には、主旨が同一であるか、又は近い法人への移転を主管機関が主宰し、かつ、社会に対し公告する。

第4節 特別法人

第96条 この節に定める機関法人、農村集体经济組織法人、都市・鎮・農村の合作經濟組織法人及び基層大衆性自治組織法人は、これらを特別法人とする。

第97条 独立した経費を有する機関及び行政機能を引き受ける法定機構は、成立の日から、機関法人格を有するものとし、職能を履行するために必要な民事活動に従事することができる。

第98条 機関法人が取り消された場合には、法人は終了し、

日本企業各社の中国ビジネスをサポートすべく、中国「民法典」対訳をこの PDF ファイルで公開いたします。
この PDF ファイルの全部又は各ページにつき、内容を改変せずに配布又は印刷いただく場合、逐一、弊社の許諾を得ていただく必要はありません。ヘッダーの削除や一部抜粋など改変を伴う場合は、お手数ですが、都度、「キャスト中国ビジネス」Web サイト左下のeメール又はお問合せフォームからご相談ください。

「キャスト中国ビジネス」開設 15 周年: <https://www.cast-china.biz/>

义务由继任的机关法人享有和承担; 没有继任的机关法人的, 由作出撤销决定的机关法人享有和承担。

第九十九条 农村集体经济组织依法取得法人资格。

法律、行政法规对农村集体经济组织有规定的, 依照其规定。

第一百条 城镇农村的合作经济组织依法取得法人资格。

法律、行政法规对城镇农村的合作经济组织有规定的, 依照其规定。

第一百零一条 居民委员会、村民委员会具有基层群众性自治组织法人资格, 可以从事为履行职能所需要的民事活动。

未设立村集体经济组织的, 村民委员会可以依法代行村集体经济组织的职能。

第四章 非法人组织

第一百零二条 非法人组织是不具有法人资格, 但是能够依法以自己的名义从事民事活动的组织。

非法人组织包括个人独资企业、合伙企业、不具有法人资格的专业服务机构等。

第一百零三条 非法人组织应当依照法律的规定登记。

设立非法人组织, 法律、行政法规规定须经有关机关批准的, 依照其规定。

第一百零四条 非法人组织的财产不足以清偿债务的, 其出资人或者设立人承担无限责任。法律另有规定的, 依照其规定。

第一百零五条 非法人组织可以确定一人或者数人代表该组织从事民事活动。

第一百零六条 有下列情形之一的, 非法人组织解散:

(一) 章程规定的存续期间届满或者章程规定的其他解散事由出现;

(二) 出资人或者设立人决定解散;

(三) 法律规定的其他情形。

第一百零七条 非法人组织解散的, 应当依法进行清算。

第一百零八条 非法人组织除适用本章规定外, 参照适用本编第三章第一节的规定。

第五章 民事权利

その民事上の権利及び義務は後任の機関法人が享有し、及び負う。後任の機関法人がないときは、取消しの決定を下した機関法人がこれを享有し、及び負う。

第 99 条 農村集休經濟組織は、法により法人格を取得する。

法律又は行政法規に農村集休經濟組織について定めがある場合には、当該定めによる。

第 100 条 都市・鎮・農村の合作經濟組織は、法により法人格を取得する。

法律又は行政法規に都市・鎮・農村の合作經濟組織について定めがある場合には、当該定めによる。

第 101 条 住民委員会及び村民委員会は、基層大衆性自治組織法人格を有するものとし、職能を履行するために必要な民事活動に従事することができる。

村の集休經濟組織を設立していない場合には、村民委員会は、法により村の集休經濟組織の職能を代行することができる。

第 4 章 非法人組織

第 102 条 非法人組織は、法人格を有しないけれども、法により自己の名により民事活動に従事することのできる組織である。

非法人組織には、個人獨資企業、組合企業、法人格を有しない専門業務サービス機構等を含む。

第 103 条 非法人組織は、法律の規定により登記しなければならない。

非法人組織を設立するにあたり、法律又は行政法規に必ず関係機関の認可を経るべき旨が定められている場合には、当該定めによる。

第 104 条 非法人組織の財産が債務の弁済に不足する場合には、その出資者又は設立者は、無限責任を負う。法律に別段の定めがある場合には、当該定めによる。

第 105 条 非法人組織は、1 名又は複数名を確定して当該組織を代表して民事活動に従事させることができる。

第 106 条 次に掲げる事由の 1 つがある場合には、非法人組織は、解散する。

(一) 定款に定められる存続期間が満了し、又は定款に定められるその他の解散事由が出現したとき。

(二) 出資者又は設立者が解散を決定したとき。

(三) 法律に定めるその他の事由

第 107 条 非法人組織は、解散する場合には、法により清算をしなければならない。

第 108 条 非法人組織には、この章の規定を適用するほか、この編第 3 章第 1 節の関係規定を参照して適用する。

第 5 章 民事上の権利

日本企業各社の中国ビジネスをサポートすべく、中国「民法典」対訳をこの PDF ファイルで公開いたします。
この PDF ファイルの全部又は各ページにつき、内容を改変せずに配布又は印刷いただく場合、逐一、弊社の許諾を得ていただく必要はありません。ヘッダーの削除や一部抜粋など改変を伴う場合は、お手数ですが、都度、「キャスト中国ビジネス」Web サイト左下のeメール又はお問合せフォームからご相談ください。

「キャスト中国ビジネス」開設 15 周年: <https://www.cast-china.biz/>

第一百零九条 自然人的人身自由、人格尊严受法律保护。

第一百一十条 自然人享有生命权、身体权、健康权、姓名权、肖像权、名誉权、荣誉权、隐私权、婚姻自主权等权利。
法人、非法人组织享有名称权、名誉权和荣誉权。

第一百一十一条 自然人的个人信息受法律保护。任何组织或者个人需要获取他人个人信息的，应当依法取得并确保信息安全，不得非法收集、使用、加工、传输他人个人信息，不得非法买卖、提供或者公开他人个人信息。

第一百一十二条 自然人因婚姻家庭关系等产生的人身权利受法律保护。

第一百一十三条 民事主体的财产权利受法律平等保护。

第一百一十四条 民事主体依法享有物权。

物权是权利人依法对特定的物享有直接支配和排他的权利，包括所有权、用益物权和担保物权。

第一百一十五条 物包括不动产和动产。法律规定权利作为物权客体的，依照其规定。

第一百一十六条 物权的种类和内容，由法律规定。

第一百一十七条 为了公共利益的需要，依照法律规定的权限和程序征收、征用不动产或者动产的，应当给予公平、合理的补偿。

第一百一十八条 民事主体依法享有债权。

债权是因合同、侵权行为、无因管理、不当得利以及法律的其他规定，权利人请求特定义务人为或者不为一定行为的权利。

第一百一十九条 依法成立的合同，对当事人具有法律约束力。

第一百二十条 民事权益受到侵害的，被侵权人有权请求侵权人承担侵权责任。

第一百二十一条 没有法定的或者约定的义务，为避免他人利益受损失而进行管理的人，有权请求受益人偿还由此支出的必要费用。

第一百二十二条 因他人没有法律根据，取得不当利益，受损失的人有权请求其返还不当利益。

第 109 条 自然人の人身の自由及び人格の尊厳は、法律による保護を受ける。

第 110 条 自然人は、生命権、身体権、健康権、氏名権、肖像権、名誉権、荣誉権、プライバシー権、婚姻自主権等の権利を享有する。

法人及び非法人組織は、名称権、名誉権及び荣誉権を享有する。

第 111 条 自然人の個人情報、法律による保護を受ける。いずれの組織又は個人も、他人の個人情報を取得する必要がある場合には、法により取得し、かつ、情報の安全を確実に保証しなければならず、他人の個人情報を不法に収集し、使用し、加工し、及び伝送してはならず、他人の個人情報を不法に売買し、提供し、又は公開してはならない。

第 112 条 自然人に婚姻・家族関係等により生ずる人身の権利は、法律による保護を受ける。

第 113 条 民事主体の財産上の権利は、法律による平等な保護を受ける。

第 114 条 民事主体は、法により物権を享有する。

物権は、権利者が法により特定の物に対し享有する、直接的支配の及び排他的な権利であり、これには所有権、用益物権及び担保物権を含む。

第 115 条 物には、不動産及び動産を含む。法律の規定により権利を物権の客体とする場合には、当該規定による。

第 116 条 物権の種類及び内容は、法律がこれを定める。

第 117 条 公共の利益の必要のため、法律に定める権限及び手続により不動産又は動産を収用し、又は強制使用する場合には、公平かつ合理的な補償を与えなければならない。

第 118 条 民事主体は、法により債権を享有する。

債権は、契約、権利侵害行為、事務管理、不当利得及び法律のその他の規定に起因して、権利者が特定の義務者に、一定の行為をし、又はしないよう請求する権利である。

第 119 条 法により成立した契約は、当事者に対し法的拘束力を有する。

第 120 条 民事上の權益が侵害を受けた場合には、被権利侵害者は、権利侵害者に対し、権利侵害責任を負うよう請求する権利を有する。

第 121 条 法定の、又は約定される義務がなく、他人の利益が損害を被ることを回避するため管理をする者は、受益者に対し、これにより支出した必要費用を償還するよう請求する権利を有する。

第 122 条 他人が法的根拠なく、不当利益を取得したことにより、損害を受けた者は、不当利益を返還するよう当該他人に請求する権利を有する。

日本企業各社の中国ビジネスをサポートすべく、中国「民法典」対訳をこの PDF ファイルで公開いたします。
この PDF ファイルの全部又は各ページにつき、内容を改変せずに配布又は印刷いただく場合、逐一、弊社の許諾を得ていただく必要はありません。ヘッダーの削除や一部抜粋など改変を伴う場合は、お手数ですが、都度、「キャスト中国ビジネス」Web サイト左下のeメール又はお問合せフォームからご相談ください。

「キャスト中国ビジネス」開設 15 周年: <https://www.cast-china.biz/>

第一百二十三条 民事主体依法享有知识产权。

知识产权是权利人依法就下列客体享有的专有的权利:

- (一) 作品;
- (二) 发明、实用新型、外观设计;
- (三) 商标;
- (四) 地理标志;
- (五) 商业秘密;
- (六) 集成电路布图设计;
- (七) 植物新品种;
- (八) 法律规定的其他客体。

第一百二十四条 自然人依法享有继承权。

自然人合法的私有财产, 可以依法继承。

第一百二十五条 民事主体依法享有股权和其他投资性权利。

第一百二十六条 民事主体享有法律规定的其他民事权利和利益。

第一百二十七条 法律对数据、网络虚拟财产的保护有规定的, 依照其规定。

第一百二十八条 法律对未成年人、老年人、残疾人、妇女、消费者等的民事权利保护有特别规定的, 依照其规定。

第一百二十九条 民事权利可以依据民事法律行为、事实行为、法律规定的事件或者法律规定的其他方式取得。

第一百三十条 民事主体按照自己的意愿依法行使民事权利, 不受干涉。

第一百三十一条 民事主体行使权利时, 应当履行法律规定的和当事人约定的义务。

第一百三十二条 民事主体不得滥用民事权利损害国家利益、社会公共利益或者他人合法权益。

第六章 民事法律行为

第一节 一般规定

第一百三十三条 民事法律行为是民事主体通过意思表示设立、变更、终止民事法律关系的行为。

第一百三十四条 民事法律行为可以基于双方或者多方的意思表示一致成立, 也可以基于单方的意思表示成立。

法人、非法人组织依照法律或者章程规定的议事方式和表决程序作出决议的, 该决议行为成立。

第一百三十五条 民事法律行为可以采用书面形式、口头形

第 123 条 民事主体は、法により知的財産権を享有する。

知的財産権は、権利者が法により次に掲げる客体について享有する専有の権利である。

- (一) 著作物
- (二) 発明、実用新案及び意匠
- (三) 商標
- (四) 地理的表示
- (五) 商業秘密
- (六) 集積回路配置設計
- (七) 植物新品种
- (八) 法律に定めるその他の客体

第 124 条 自然人は、法により相続権を享有する。

自然人の適法な私有財産は、法により相続することができる。

第 125 条 民事主体は、法により出資持分その他の投資性権利を享有する。

第 126 条 民事主体は、法律に定めるその他の民事上の権利及び利益を享有する。

第 127 条 法律にデータ又はネットワーク上の仮想財産の保護について定めがある場合には、当該定めによる。

第 128 条 法律に未成年者、老人、障害者、女性、消費者等の民事上の権利の保護について特別な定めがある場合には、当該定めによる。

第 129 条 民事上の権利は、民事法律行為、事実行為、法律に定める事項又は法律に定めるその他の方式により取得することができる。

第 130 条 民事主体は、自己の意思に従い法により民事上の権利を行使し、干渉を受けない。

第 131 条 民事主体は、権利を行使する際に、法律に定める、及び当事者が約定する義務を履行しなければならない。

第 132 条 民事主体は、民事上の権利を濫用して国の利益、社会公共利益又は他人の適法な權益を損なってはならない。

第 6 章 民事法律行為

第 1 節 一般規定

第 133 条 民事法律行為は、民事主体が意思表示を通じて民事法律関係を設定し、変更し、及び終了する行為である。

第 134 条 民事法律行為は、双方又は複数当事者の意思表示の一致に基づき成立することができ、また、一方の意思表示に基づき成立することもできる。

法人及び非法人組織が法律又は定款に定める議事方式及び議決手続により決議をした場合には、当該決議行為は、成立する。

第 135 条 民事法律行為は、書面の形式、口頭の形式その他

日本企業各社の中国ビジネスをサポートすべく、中国「民法典」対訳をこの PDF ファイルで公開いたします。
この PDF ファイルの全部又は各ページにつき、内容を改変せずに配布又は印刷いただく場合、逐一、弊社の許諾を得ていただく必要はありません。ヘッダーの削除や一部抜粋など改変を伴う場合は、お手数ですが、都度、「キャスト中国ビジネス」Web サイト左下のeメール又はお問合せフォームからご相談ください。

「キャスト中国ビジネス」開設 15 周年: <https://www.cast-china.biz/>

式或者其他形式;法律、行政法规规定或者当事人约定采用特定形式的,应当采用特定形式。

第一百三十六条 民事法律行为自成立时生效,但是法律另有规定或者当事人另有约定的除外。

行为人非依法律规定或者未经对方同意,不得擅自变更或者解除民事法律行为。

第二节 意思表示

第一百三十七条 以对话方式作出的意思表示,相对人知道其内容时生效。

以非对话方式作出的意思表示,到达相对人时生效。以非对话方式作出的采用数据电文形式的意思表示,相对人指定特定系统接收数据电文的,该数据电文进入该特定系统时生效;未指定特定系统的,相对人知道或者应当知道该数据电文进入其系统时生效。当事人对采用数据电文形式的意思表示的生效时间另有约定的,按照其约定。

第一百三十八条 无相对人的意思表示,表示完成时生效。法律另有规定的,依照其规定。

第一百三十九条 以公告方式作出的意思表示,公告发布时生效。

第一百四十条 行为人可以明示或者默示作出意思表示。

沉默只有在有法律规定、当事人约定或者符合当事人之间的交易习惯时,才可以视为意思表示。

第一百四十一条 行为人可以撤回意思表示。撤回意思表示的通知应当在意思表示到达相对人前或者与意思表示同时到达相对人。

第一百四十二条 有相对人的意思表示的解释,应当按照所使用的词句,结合相关条款、行为的性质和目的、习惯以及诚信原则,确定意思表示的含义。

无相对人的意思表示的解释,不能完全拘泥于所使用的词句,而应当结合相关条款、行为的性质和目的、习惯以及诚信原则,确定行为人的真实意思。

第三节 民事法律行为的效力

の形式を採用することができる。特定の形式を採用する旨を法律若しくは行政法規に定め、又は当事者が約定する場合には、特定の形式を採用しなければならない。

第 136 条 民事法律行為は、成立の時から効力を生ずる。ただし、法律に別段の定めがあり、又は当事者に別段の約定がある場合を除く。

行為者は、法律の規定によらずに、又は相手方の同意を経ずに、民事法律行為を無断で変更し、又は解除してはならない。

第 2 節 意思表示

第 137 条 対話方式によりなされる意思表示は、相手方がその内容を知った時に効力を生ずる。

非対話方式によりなされる意思表示は、相手方に到達した時に効力を生ずる。非対話方式によりなされる、データ電子文書形式を採用する意思表示については、相手方が特定のシステムを指定してデータ電子文書を受領する場合には、当該データ電子文書が当該特定のシステムに入った時に効力を生ずる。特定のシステムを指定しない場合には、当該データ電子文書がそのシステムに入ったことを相手方が知り、又は知るべき時に効力を生ずる。データ電子文書形式を採用する意思表示の効力発生時間について当事者に別段の約定がある場合には、当該約定に従う。

第 138 条 相手方のない意思表示は、表示が完了した時に効力を生ずる。法律に別段の定めがある場合には、当該定めによる。

第 139 条 公告方式によりなされる意思表示は、公告が發布された時に効力を生ずる。

第 140 条 行為者は、明示又は黙示により意思表示をすることができる。

沈黙は、法律に定められ、若しくは当事者が約定し、又は当事者の間の取引慣習に適合する場合に限り、意思表示とみなすことができる。

第 141 条 行為者は、意思表示を撤回することができる。意思表示を撤回する旨の通知は、意思表示が相手方に到達する前に、又は意思表示と同時に相手方に到達しなければならない。

第 142 条 相手方のある意思表示の解釈においては、使用された語句に従い、関連する条項、行為の性質及び目的、慣習並びに信義誠実の原則を勘案し、意思表示の意味を確定しなければならない。

相手方のない意思表示の解釈においては、使用された語句に完全に拘泥してはならず、関連する条項、行為の性質及び目的、慣習並びに信義誠実の原則を勘案し、行為者の真実の意思を確定しなければならない。

第 3 節 民事法律行為の効力

日本企業各社の中国ビジネスをサポートすべく、中国「民法典」対訳をこの PDF ファイルで公開いたします。
この PDF ファイルの全部又は各ページにつき、内容を改変せずに配布又は印刷いただく場合、逐一、弊社の許諾を得ていただく必要はありません。ヘッダーの削除や一部抜粋など改変を伴う場合は、お手数ですが、都度、「キャスト中国ビジネス」Web サイト左下のeメール又はお問合せフォームからご相談ください。

「キャスト中国ビジネス」開設 15 周年: <https://www.cast-china.biz/>

第一百四十三条 具备下列条件的民事法律行为有效:

- (一) 行为人具有相应的民事行为能力;
- (二) 意思表示真实;
- (三) 不违反法律、行政法规的强制性规定, 不违背公序良俗。

第一百四十四条 无民事行为能力人实施的民事法律行为无效。

第一百四十五条 限制民事行为能力人实施的纯获利益的民事法律行为或者与其年龄、智力、精神健康状况相适应的民事法律行为有效; 实施的其他民事法律行为经法定代理人同意或者追认后有效。

相对人可以催告法定代理人自收到通知之日起三十日内予以追认。法定代理人未作表示的, 视为拒绝追认。民事法律行为被追认前, 善意相对人有撤销的权利。撤销应当以通知的方式作出。

第一百四十六条 行为人与相对人以虚假的意思表示实施的民事法律行为无效。

以虚假的意思表示隐藏的民事法律行为的效力, 依照有关法律规定处理。

第一百四十七条 基于重大误解实施的民事法律行为, 行为人有权请求人民法院或者仲裁机构予以撤销。

第一百四十八条 一方以欺诈手段, 使对方在违背真实意思的情况下实施的民事法律行为, 受欺诈方有权请求人民法院或者仲裁机构予以撤销。

第一百四十九条 第三人实施欺诈行为, 使一方在违背真实意思的情况下实施的民事法律行为, 对方知道或者应当知道该欺诈行为的, 受欺诈方有权请求人民法院或者仲裁机构予以撤销。

第一百五十条 一方或者第三人以胁迫手段, 使对方在违背真实意思的情况下实施的民事法律行为, 受胁迫方有权请求人民法院或者仲裁机构予以撤销。

第一百五十一条 一方利用对方处于危困状态、缺乏判断能力等情形, 致使民事法律行为成立时显失公平的, 受损害方有权请求人民法院或者仲裁机构予以撤销。

第 143 条 次に掲げる条件を具備する民事法律行為は、有効とする。

- (一) 行為者が相応する民事行為能力を有すること。
- (二) 意思表示が真実であること。
- (三) 法律及び行政法規の強行規定に違反せず、公序良俗に反しないこと。

第 144 条 民事行為無能力者が実施する民事法律行為は、無効とする。

第 145 条 制限民事行為能力者が実施する、単に利益を取得する民事法律行為又はその年齢、知力及び精神的健康の状況に適応した民事法律行為は、有効とする。実施するその他の民事法律行為については、法定代理人の同意又は追認を経た後に有効とする。

相手方は、法定代理人に対し、通知を受領した日から 30 日以内に追認をするよう催告することができる。法定代理人が表示をしなかった場合には、追認を拒絶したものとみなす。民事法律行為が追認される前において、善意の相手方は、これを取り消す権利を有する。取消しは、通知の方式によりしなければならない。

第 146 条 行為者と相手方が虚偽の意思表示により実施した民事法律行為は、無効とする。

虚偽の意思表示により隠匿された民事法律行為の効力については、関係する法律の規定により処理する。

第 147 条 重大な誤解に基づき実施した民事法律行為について、行為者は、人民法院又は仲裁機構に取消しをするよう請求する権利を有する。

第 148 条 一方が欺罔の手段により、相手方に真実の意思に反する状況下で実施させた民事法律行為について、欺罔された当事者は、人民法院又は仲裁機構に取消しをするよう請求する権利を有する。

第 149 条 第三者が欺罔行為を実施し、一方に真実の意思に反する状況下で実施させた民事法律行為について、相手方が当該欺罔行為を知り、又は知るべき場合には、欺罔された当事者は、人民法院又は仲裁機構に取消しをするよう請求する権利を有する。

第 150 条 一方又は第三者が強迫の手段により、相手方に真実の意思に反する状況下で実施させた民事法律行為について、強迫された当事者は、人民法院又は仲裁機構に取消しをするよう請求する権利を有する。

第 151 条 相手方が困難な状態にある、判断能力を欠いている等の状況を一方が利用し、民事法律行為の成立の時に明らかに公平を失することになった場合には、損害を受けた当事者は、人民法院又は仲裁機構に取消しをするよう請求する権利を有する。

日本企業各社の中国ビジネスをサポートすべく、中国「民法典」対訳をこの PDF ファイルで公開いたします。
この PDF ファイルの全部又は各ページにつき、内容を改変せずに配布又は印刷いただく場合、逐一、弊社の許諾を得ていただく必要はありません。ヘッダーの削除や一部抜粋など改変を伴う場合は、お手数ですが、都度、「キャスト中国ビジネス」Web サイト左下のeメール又はお問合せフォームからご相談ください。

「キャスト中国ビジネス」開設 15 周年: <https://www.cast-china.biz/>

第一百五十二条 有下列情形之一的，撤销权消灭：

(一) 当事人自知道或者应当知道撤销事由之日起一年内、重大误解的当事人自知道或者应当知道撤销事由之日起九十日内没有行使撤销权；

(二) 当事人受胁迫，自胁迫行为终止之日起一年内没有行使撤销权；

(三) 当事人知道撤销事由后明确表示或者以自己的行为表明放弃撤销权。

当事人自民事法律行为发生之日起五年内没有行使撤销权的，撤销权消灭。

第一百五十三条 违反法律、行政法规的强制性规定的民事法律行为无效。但是，该强制性规定不导致该民事法律行为无效的除外。

违背公序良俗的民事法律行为无效。

第一百五十四条 行为人与相对人恶意串通，损害他人合法权益的民事法律行为无效。

第一百五十五条 无效的或者被撤销的民事法律行为自始没有法律约束力。

第一百五十六条 民事法律行为部分无效，不影响其他部分效力的，其他部分仍然有效。

第一百五十七条 民事法律行为无效、被撤销或者确定不发生效力后，行为人因该行为取得的财产，应当予以返还；不能返还或者没有必要返还的，应当折价补偿。有过错的一方应当赔偿对方由此所受到的损失；各方都有过错的，应当各自承担相应的责任。法律另有规定的，依照其规定。

第四节 民事法律行为的附条件和附期限

第一百五十八条 民事法律行为可以附条件，但是根据其性质不得附条件的除外。附生效条件的民事法律行为，自条件成就时生效。附解除条件的民事法律行为，自条件成就时失效。

第一百五十九条 附条件的民事法律行为，当事人为自己的利益不正当地阻止条件成就的，视为条件已经成就；不正当地促成条件成就的，视为条件不成就。

第一百六十条 民事法律行为可以附期限，但是根据其性质不得附期限的除外。附生效期限的民事法律行为，自期限届至时生效。附终止期限的民事法律行为，自期限届满时失效。

第 152 条 次に掲げる事由の 1 つがある場合には、取消権は、消滅する。

(一) 当事者が取消事由を知り、若しくは知るべき日から 1 年以内に、又は重大に誤解した当事者が取消事由を知り、若しくは知るべき日から 90 日以内に、取消権を行使しなかったとき。

(二) 当事者が強迫を受け、強迫行為終了の日から 1 年以内に取消権を行使しなかったとき。

(三) 当事者が取消事由を知った後に取消権の放棄を明確に表示し、又は自己の行為によりこれを表明したとき。

当事者が民事法律行為発生の日から 5 年以内に取消権を行使しなかった場合には、取消権は、消滅する。

第 153 条 法律及び行政法規の強行規定に違反する民事法律行為は、無効とする。ただし、当該強行規定により当該民事法律行為の無効がもたらされない場合を除く。

公序良俗に反する民事法律行為は、無効とする。

第 154 条 行為者と相手方とが悪意により通謀し、他人の適法な權益を損なう民事法律行為は、無効とする。

第 155 条 無効な、又は取り消された民事法律行為は、当初から法的拘束力を有しない。

第 156 条 民事法律行為の一部が無効であることがその他の部分の効力に影響しない場合には、その他の部分は、なお有効とする。

第 157 条 民事法律行為が無効であり、取り消され、又は効力が発生しないことを確定した後、行為者が当該行為により取得した財産については、返還をしなければならない。返還することができず、又は返還する必要がない場合には、価額評価して補償しなければならない。故意・過失のある一方は、相手方がこれにより受けた損害を賠償しなければならない。各当事者すべてに故意・過失がある場合には、各自が相応する責任を負わなければならない。法律に別段の定めがある場合には、当該定めによる。

第 4 節 民事法律行為の付される条件及び付される期限

第 158 条 民事法律行為には、条件を付することができる。ただし、その性質に基づき条件を付してはならない場合を除く。停止条件を付した民事法律行為は、条件成就の時から効力を生ずる。解除条件を付した民事法律行為は、条件成就の時から効力を失う。

第 159 条 条件を付した民事法律行為について、当事者が自己の利益のため条件成就を不正に阻止した場合には、条件が既に成就したものとみなす。条件成就を不正に促した場合には、条件が成就しなかったものとみなす。

第 160 条 民事法律行為には、期限を付することができる。ただし、その性質に基づき期限を付してはならない場合を除く。停止期限を付した民事法律行為は、期限到来の時から効力を生

日本企業各社の中国ビジネスをサポートすべく、中国「民法典」対訳をこの PDF ファイルで公開いたします。
この PDF ファイルの全部又は各ページにつき、内容を改変せずに配布又は印刷いただく場合、逐一、弊社の許諾を得ていただく必要はありません。ヘッダーの削除や一部抜粋など改変を伴う場合は、お手数ですが、都度、「キャスト中国ビジネス」Web サイト左下のeメール又はお問合せフォームからご相談ください。

「キャスト中国ビジネス」開設 15 周年: <https://www.cast-china.biz/>

第七章 代理

第一节 一般规定

第一百六十一条 民事主体可以通过代理人实施民事法律行为。

依照法律规定、当事人约定或者民事法律行为的性质，应当由本人亲自实施的民事法律行为，不得代理。

第一百六十二条 代理人在代理权限内，以被代理人名义实施的民事法律行为，对被代理人发生效力。

第一百六十三条 代理包括委托代理和法定代理。

委托代理人按照被代理人的委托行使代理权。法定代理人依照法律的规定行使代理权。

第一百六十四条 代理人不履行或者不完全履行职责，造成被代理人损害的，应当承担民事责任。

代理人和相对人恶意串通，损害被代理人合法权益的，代理人和相对人应当承担连带责任。

第二节 委托代理

第一百六十五条 委托代理授权采用书面形式的，授权委托书应当载明代理人的姓名或者名称、代理事项、权限和期限，并由被代理人签名或者盖章。

第一百六十六条 数人为同一代理事项的代理人的，应当共同行使代理权，但是当事人另有约定的除外。

第一百六十七条 代理人知道或者应当知道代理事项违法仍然实施代理行为，或者被代理人知道或者应当知道代理人的代理行为违法未作反对表示的，被代理人和代理人应当承担连带责任。

第一百六十八条 代理人不得以被代理人的名义与自己实施民事法律行为，但是被代理人同意或者追认的除外。

代理人不得以被代理人的名义与自己同时代理的其他人实施民事法律行为，但是被代理的双方同意或者追认的除外。

第一百六十九条 代理人需要转委托第三人代理的，应当取得被代理人的同意或者追认。

转委托代理经被代理人同意或者追认的，被代理人可以就代理事务直接指示转委托的第三人，代理人仅就第三人的选任以及对第三人的指示承担责任。

ずる。終期を付した民事法律行為は、期限到来の時から効力を失う。

第7章 代理

第1節 一般規定

第161条 民事主体は、代理人を通じて民事法律行為を実施することができる。

法律の規定、当事者の約定又は民事法律行為の性質により、本人が自ら実施すべき民事法律行為については、代理しはならない。

第162条 代理人が代理権限内において、被代理人の名により実施する民事法律行為は、被代理人に対し効力を生ずる。

第163条 代理には、委託代理及び法定代理を含む。

委託代理人は、被代理人の委託に従い代理権を行使する。法定代理人は、法律の規定により代理権を行使する。

第164条 代理人は、職責を履行せず、又は完全には履行せず、被代理人に損害をもたらした場合には、民事責任を負わなければならない。

代理人及び相手方が悪意により通謀し、被代理人の適法な権益を損なった場合には、代理人及び相手方は、連帯責任を負わなければならない。

第2節 委託代理

第165条 委託代理の授權につき書面の形式を採用する場合には、授權委託書には、代理人の氏名又は名称、代理事項、権限及び期間を明記し、かつ、被代理人が署名し、又は押印しなければならない。

第166条 数名が同一の代理事項の代理人となる場合には、共同して代理権を行使しなければならない。ただし、当事者に別段の約定がある場合を除く。

第167条 代理事項が違法であることを代理人が知り、若しくは知るべきであるのになお代理行為を実施し、又は代理人の代理行為が違法であることを被代理人が知り、若しくは知るべきであるのに反対の旨の表示をしない場合には、被代理人及び代理人は、連帯責任を負わなければならない。

第168条 代理人は、被代理人の名により、自らと民事法律行為を実施してはならない。ただし、被代理人が同意し、又は追認する場合を除く。

代理人は、被代理人の名により、自らが同時に代理するその他の者と民事法律行為を実施してはならない。ただし、代理される双方が同意し、又は追認する場合を除く。

第169条 代理人は、第三者に代理を再委託する必要がある場合には、被代理人の同意又は追認を取得しなければならない。

代理の再委託につき被代理人の同意又は追認を経た場合には、被代理人は代理事務について、再委託にかかる第三者

日本企業各社の中国ビジネスをサポートすべく、中国「民法典」対訳をこの PDF ファイルで公開いたします。
この PDF ファイルの全部又は各ページにつき、内容を改変せずに配布又は印刷いただく場合、逐一、弊社の許諾を得ていただく必要はありません。ヘッダーの削除や一部抜粋など改変を伴う場合は、お手数ですが、都度、「キャスト中国ビジネス」Web サイト左下のeメール又はお問合せフォームからご相談ください。

「キャスト中国ビジネス」開設 15 周年: <https://www.cast-china.biz/>

转委托代理未经被代理人同意或者追认的, 代理人应当对转委托的第三人的行为承担责任; 但是, 在紧急情况下代理人为了维护被代理人的利益需要转委托第三人代理的除外。

第一百七十条 执行法人或者非法人组织工作任务的人员, 就其职权范围内的事项, 以法人或者非法人组织的名义实施的民事法律行为, 对法人或者非法人组织发生法律效力。

法人或者非法人组织对执行其工作任务的人员职权范围的限制, 不得对抗善意相对人。

第一百七十一条 行为人没有代理权、超越代理权或者代理权终止后, 仍然实施代理行为, 未经被代理人追认的, 对被代理人不发生效力。

相对人可以催告被代理人自收到通知之日起三十日内予以追认。被代理人未作表示的, 视为拒绝追认。行为人实施的行为被追认前, 善意相对人有撤销的权利。撤销应当以通知的方式作出。

行为人实施的行为未被追认的, 善意相对人有权请求行为人履行债务或者就其受到的损害请求行为人赔偿。但是, 赔偿的范围不得超过被代理人追认时相对人所能获得的利益。

相对人知道或者应当知道行为人无权代理的, 相对人和行为人按照各自的过错承担责任。

第一百七十二条 行为人没有代理权、超越代理权或者代理权终止后, 仍然实施代理行为, 相对人有理由相信行为人有代理权的, 代理行为有效。

第三节 代理终止

第一百七十三条 有下列情形之一的, 委托代理终止:

- (一) 代理期限届满或者代理事务完成;
- (二) 被代理人取消委托或者代理人辞去委托;
- (三) 代理人丧失民事行为能力;
- (四) 代理人或者被代理人死亡;
- (五) 作为代理人或者被代理人的法人、非法人组织终止。

に直接に指示することができ、代理人は第三者の選任及び第三者に対する指示についてのみ責任を負う。

代理の再委託につき被代理人の同意又は追認を経ない場合には、代理人は、再委託にかかる第三者の行為について責任を負わなければならない。ただし、緊急の状況において代理人が被代理人の利益を維持保護するため第三者に代理を再委託する必要がある場合を除く。

第 170 条 法人又は非法人組織の業務任務を執行する人員が自らの職権の範囲内の事項について、法人又は非法人組織の名により実施する民事法律行為は、法人又は非法人組織に対し効力を生ずる。

法人又は非法人組織によるその業務任務を執行する人員の職権の範囲についての制限は、善意の相手方に対抗することができない。

第 171 条 行為者が代理権を有さず、代理権を超越し、又は代理権が終了した後に、なお代理行為を実施し、被代理人の追認を経ない場合には、被代理人に対し効力を生じない。

相手方は、被代理人に対し、通知を受領した日から 30 日以内に追認をするよう催告することができる。被代理人が表示をしなかった場合には、追認を拒絶したものとみなす。行為者が実施する行為が追認される前において、善意の相手方は、これを取り消す権利を有する。取消しは、通知の方式によりしなければならない。

行為者が実施した行為が追認されなかった場合には、善意の相手方は、債務を履行するよう行為者に請求し、又は自らが被った損害について賠償するよう行為者に請求する権利を有する。ただし、賠償の範囲は、被代理人が追認した場合に相手方が取得することのできる利益を上回ってはならない。

行為者が無権代理であることを相手方が知り、又は知るべきである場合には、相手方及び行為者は、各自の故意・過失に従い責任を負う。

第 172 条 行為者が代理権を有さず、代理権を超越し、又は代理権が終了した後に、なお代理行為を実施した場合において、行為者が代理権を有すると信じる理由が相手方にあるときは、代理行為は、有効とする。

第 3 節 代理の終了

第 173 条 次に掲げる事由の 1 つがある場合には、委託代理は、終了する。

- (一) 代理期間が満了し、又は代理事務が完了したとき。
- (二) 被代理人が委託を取り消し、又は代理人が委託を辞退したとき。
- (三) 代理人が民事行為能力を喪失したとき。
- (四) 代理人又は被代理人が死亡したとき。
- (五) 代理人又は被代理人としての法人又は非法人組織が終了したとき。

日本企業各社の中国ビジネスをサポートすべく、中国「民法典」対訳をこの PDF ファイルで公開いたします。
この PDF ファイルの全部又は各ページにつき、内容を改変せずに配布又は印刷いただく場合、逐一、弊社の許諾を得ていただく必要はありません。ヘッダーの削除や一部抜粋など改変を伴う場合は、お手数ですが、都度、「キャスト中国ビジネス」Web サイト左下のeメール又はお問合せフォームからご相談ください。

「キャスト中国ビジネス」開設 15 周年: <https://www.cast-china.biz/>

第一百七十四条 被代理人死亡后, 有下列情形之一的, 委托代理人实施的代理行为有效:

- (一) 代理人不知道且不应当知道被代理人死亡;
- (二) 被代理人的继承人予以承认;
- (三) 授权中明确代理权在代理事务完成时终止;
- (四) 被代理人死亡前已经实施, 为了被代理人的继承人的利益继续代理。

作为被代理人的法人、非法人组织终止的, 参照适用前款规定。

第一百七十五条 有下列情形之一的, 法定代理终止:

- (一) 被代理人取得或者恢复完全民事行为能力;
- (二) 代理人丧失民事行为能力;
- (三) 代理人或者被代理人死亡;
- (四) 法律规定的其他情形。

第八章 民事责任

第一百七十六条 民事主体依照法律规定或者按照当事人约定, 履行民事义务, 承担民事责任。

第一百七十七条 二人以上依法承担按份责任, 能够确定责任大小的, 各自承担相应的责任; 难以确定责任大小的, 平均承担责任。

第一百七十八条 二人以上依法承担连带责任的, 权利人有权请求部分或者全部连带责任人承担责任。

连带责任人的责任份额根据各自责任大小确定; 难以确定责任大小的, 平均承担责任。实际承担责任超过自己责任份额的连带责任人, 有权向其他连带责任人追偿。

连带责任, 由法律规定或者当事人约定。

第一百七十九条 承担民事责任的方式主要有:

- (一) 停止侵害;
- (二) 排除妨碍;
- (三) 消除危险;
- (四) 返还财产;
- (五) 恢复原状;
- (六) 修理、重作、更换;
- (七) 继续履行;

第 174 条 被代理人が死亡した後に、次に掲げる事由の 1 つがある場合には、委託代理人が実施した代理行為は、有効とする。

(一) 代理人が被代理人の死亡を知らず、かつ、知るはずがないとき。

(二) 被代理人の相続人が承認をしたとき。

(三) 授權において代理権は代理事務の完了時に終了する旨が明確にされているとき。

(四) 被代理人の死亡前に既に実施され、被代理人の相続人の利益のため継続して代理するとき。

被代理人としての法人又は非法人組織が終了した場合には、前項の規定を参照して適用する。

第 175 条 次に掲げる事由の 1 つがある場合には、法定代理は、終了する。

(一) 被代理人が完全民事行為能力を取得し、又は回復したとき。

(二) 代理人が民事行為能力を喪失したとき。

(三) 代理人又は被代理人が死亡したとき。

(四) 法律所定のその他の事由

第 8 章 民事责任

第 176 条 民事主体は、法律の規定又は当事者の約定に従い、民事上の義務を履行し、民事责任を負う。

第 177 条 2 名以上が法により分割責任を負い、責任の大小を確定することができる場合には、各自が相応する責任を負う。責任の大小を確定することが困難である場合には、平均して責任を負う。

第 178 条 2 名以上が法により連帯責任を負う場合には、権利者は、一部又は全部の連帯責任者に責任を負うよう請求する権利を有する。

連帯責任者の責任割合については、各自の責任の大小に基づき確定する。責任の大小を確定することが困難である場合には、平均して責任を負う。実際に負う責任が自らの責任割合を超える連帯責任者は、他の連帯責任者に対し求償する権利を有する。

連帯責任は、法律がこれを規定し、又は当事者がこれを約定する。

第 179 条 民事责任を負う方式には、主として次のものがある。

(一) 侵害の停止

(二) 妨害の排除

(三) 危険の除去

(四) 財産の返還

(五) 原状の回復

(六) 修理、再製作及び交換

日本企業各社の中国ビジネスをサポートすべく、中国「民法典」対訳をこの PDF ファイルで公開いたします。
この PDF ファイルの全部又は各ページにつき、内容を改変せずに配布又は印刷いただく場合、逐一、弊社の許諾を得ていただく必要はありません。ヘッダーの削除や一部抜粋など改変を伴う場合は、お手数ですが、都度、「キャスト中国ビジネス」Web サイト左下のeメール又はお問合せフォームからご相談ください。

「キャスト中国ビジネス」開設 15 周年: <https://www.cast-china.biz/>

- (八)賠償損失;
- (九)支払违约金;
- (十)消除影响、恢复名誉;
- (十一)赔礼道歉。

法律规定惩罚性赔偿的, 依照其规定。

本条规定的承担民事责任的方式, 可以单独适用, 也可以合并适用。

第一百八十条 因不可抗力不能履行民事义务的, 不承担民事责任。法律另有规定的, 依照其规定。

不可抗力是不能预见、不能避免且不能克服的客观情况。

第一百八十一条 因正当防卫造成损害的, 不承担民事责任。

正当防卫超过必要的限度, 造成不应有的损害的, 正当防卫人应当承担适当的民事责任。

第一百八十二条 因紧急避险造成损害的, 由引起险情发生的人承担民事责任。

危险由自然原因引起的, 紧急避险人不承担民事责任, 可以给予适当补偿。

紧急避险采取措施不当或者超过必要的限度, 造成不应有的损害的, 紧急避险人应当承担适当的民事责任。

第一百八十三条 因保护他人民事权益使自己受到损害的, 由侵权人承担民事责任, 受益人可以给予适当补偿。没有侵权人、侵权人逃逸或者无力承担民事责任, 受害人请求补偿的, 受益人应当给予适当补偿。

第一百八十四条 因自愿实施紧急救助行为造成受助人损害的, 救助人不承担民事责任。

第一百八十五条 侵害英雄烈士等的姓名、肖像、名誉、荣誉, 损害社会公共利益的, 应当承担民事责任。

第一百八十六条 因当事人一方的违约行为, 损害对方人身权益、财产权益的, 受损害方有权选择请求其承担违约责任或者侵权责任。

第一百八十七条 民事主体因同一行为应当承担民事责任、

- (七)履行の継続
- (八)損害の賠償
- (九)違約金の支払い
- (十)影響の除去及び名誉の回復
- (十一)謝罪

法律に懲罰的賠償を規定している場合には、当該定めによる。

この条所定の民事責任を負う方式は、単独で適用することができ、また、併合して適用することもできる。

第 180 条 不可抗力により民事上の義務を履行することができない場合には、民事責任を負わない。法律に別段の定めがある場合には、当該定めによる。

不可抗力とは、予見することができず、回避することができず、かつ、克服することができない客観的状況である。

第 181 条 正当防衛により損害をもたらした者は、民事責任を負わない。

正当防衛が必要な限度を超え、あるべきでない損害をもたらした場合には、正当防衛者は、適当な民事責任を負わなければならない。

第 182 条 緊急避難により損害をもたらした場合には、危険な状況の発生を引き起こした者が民事責任を負う。

危険が自然的原因により引き起こされたものである場合には、緊急避難者は民事責任を負わないものとし、適当な補償を与えることができる。

緊急避難により講じた措置が不当であり、又は必要な限度を超え、あるべきでない損害をもたらした場合には、緊急避難者は、適当な民事責任を負わなければならない。

第 183 条 他人の民事上の権益を保護したことにより自らが損害を受けることとなった場合には、権利侵害者が民事責任を負い、受益者は、適当な補償を与えることができる。権利侵害者がおらず、権利侵害者が逃亡し、又は民事責任を負う能力がなく、被害者が補償を請求するときは、受益者は、適当な補償をしなければならない。

第 184 条 自由意思により緊急救助行為を実施したことにより、救助を受けた者に損害をもたらした場合には、救助者は、民事責任を負わない。

第 185 条 英雄烈士等の氏名、肖像、名誉又は榮譽を侵害し、社会公共利益を損なった場合には、民事責任を負わなければならない。

第 186 条 当事者の一方の違約行為により、相手方の人身上の権益又は財産上の権益を損なった場合には、損害を受けた当事者は、当該者に違約責任又は権利侵害責任を負うよう、選択して請求する権利を有する。

第 187 条 民事主体が同一の行為により民事責任、行政責任

日本企業各社の中国ビジネスをサポートすべく、中国「民法典」対訳をこの PDF ファイルで公開いたします。
この PDF ファイルの全部又は各ページにつき、内容を改変せずに配布又は印刷いただく場合、逐一、弊社の許諾を得ていただく必要はありません。ヘッダーの削除や一部抜粋など改変を伴う場合は、お手数ですが、都度、「キャスト中国ビジネス」Web サイト左下のeメール又はお問合せフォームからご相談ください。

「キャスト中国ビジネス」開設 15 周年: <https://www.cast-china.biz/>

行政责任和刑事责任的, 承担行政责任或者刑事责任不影响承担民事责任; 民事主体的财产不足以支付的, 优先用于承担民事责任。

第九章 诉讼时效

第一百八十八条 向人民法院请求保护民事权利的诉讼时效期间为三年。法律另有规定的, 依照其规定。

诉讼时效期间自权利人知道或者应当知道权利受到损害以及义务人之日起计算。法律另有规定的, 依照其规定。但是, 自权利受到损害之日起超过二十年的, 人民法院不予保护, 有特殊情况的, 人民法院可以根据权利人的申请决定延长。

第一百八十九条 当事人约定同一债务分期履行的, 诉讼时效期间自最后一期履行期限届满之日起计算。

第一百九十条 无民事行为能力人或者限制民事行为能力人对其法定代理人的请求权的诉讼时效期间, 自该法定代理终止之日起计算。

第一百九十一条 未成年人遭受性侵害的损害赔偿请求权的诉讼时效期间, 自受害人年满十八周岁之日起计算。

第一百九十二条 诉讼时效期间届满的, 义务人可以提出不履行义务的抗辩。

诉讼时效期间届满后, 义务人同意履行的, 不得以诉讼时效期间届满为由抗辩; 义务人已经自愿履行的, 不得请求返还。

第一百九十三条 人民法院不得主动适用诉讼时效的规定。

第一百九十四条 在诉讼时效期间的最后六个月内, 因下列障碍, 不能行使请求权的, 诉讼时效中止:

- (一) 不可抗力;
- (二) 无民事行为能力人或者限制民事行为能力人没有法定代理人, 或者法定代理人死亡、丧失民事行为能力、丧失代理权;
- (三) 继承开始后未确定继承人或者遗产管理人;
- (四) 权利人被义务人或者其他他人控制;
- (五) 其他导致权利人不能行使请求权的障碍。

自中止时效的原因消除之日起满六个月, 诉讼时效期间届满。

及び刑事責任を負うべき場合には、行政責任又は刑事責任を負うことは、民事責任を負うことに影響しない。民事主体の財産が支払いに不足する場合には、民事責任を負うことに優先的に用いる。

第 9 章 訴訟時効

第 188 条 人民法院に対し民事上の権利の保護を請求することにかかる訴訟時効期間は、3 年とする。法律に別段の定めがある場合には、当該定めによる。

訴訟時効期間は、権利が損害を受けたこと及び義務者を権利者が知り、又は知るべき日から起算する。法律に別段の定めがある場合には、当該定めによる。ただし、権利が損害を受けた日から 20 年を超えている場合には、人民法院は、これを保護しない。特段の状況のある場合には、人民法院は、権利者の申立てに基づき延長を決定することができる。

第 189 条 当事者が同一の債務の分割履行を約定している場合には、訴訟時効期間は、最後の履行期間が満了した日から起算する。

第 190 条 民事行為無能力者又は制限民事行為能力者によるその法定代理人に対する請求権の訴訟時効期間は、当該法定代理終了の日から起算する。

第 191 条 未成年者が性的侵害を受けたことにかかる損害賠償請求権の訴訟時効期間は、被害者が 18 歳に達した日から起算する。

第 192 条 訴訟時効期間が満了した場合には、義務者は、義務を履行しない旨の抗弁を提出することができる。

訴訟時効期間が満了した後に、義務者は、履行に同意した場合には、訴訟時効期間の満了を理由として抗弁してはならない。義務者が既に自由意思により履行している場合には、返還を請求してはならない。

第 193 条 人民法院は、訴訟時効の規定を自発的に適用してはならない。

第 194 条 訴訟時効期間の最後の 6 か月内において、次に掲げる障害により請求権を行使することができない場合には、訴訟時効は、停止する。

- (一) 不可抗力
- (二) 民事行為無能力者又は制限民事行為能力者に法定代理人がおらず、又は法定代理人が死亡し、民事行為能力を喪失し、若しくは代理権を喪失したとき。
- (三) 相続開始後に相続人又は遺産管理人を確定しないとき。
- (四) 権利者が義務者又はその他の者に支配されているとき。
- (五) 権利者による請求権の行使を不可能とさせるその他の障害

日本企業各社の中国ビジネスをサポートすべく、中国「民法典」対訳をこの PDF ファイルで公開いたします。
この PDF ファイルの全部又は各ページにつき、内容を改変せずに配布又は印刷いただく場合、逐一、弊社の許諾を得ていただく必要はありません。ヘッダーの削除や一部抜粋など改変を伴う場合は、お手数ですが、都度、「キャスト中国ビジネス」Web サイト左下のeメール又はお問合せフォームからご相談ください。

「キャスト中国ビジネス」開設 15 周年: <https://www.cast-china.biz/>

第一百九十五条 有下列情形之一的, 诉讼时效中断, 从中断、有关程序终结时起, 诉讼时效期间重新计算:

- (一) 权利人向义务人提出履行请求;
- (二) 义务人同意履行义务;
- (三) 权利人提起诉讼或者申请仲裁;
- (四) 与提起诉讼或者申请仲裁具有同等效力的其他情形。

第一百九十六条 下列请求权不适用诉讼时效的规定:

- (一) 请求停止侵害、排除妨碍、消除危险;
- (二) 不动产物权和登记的动产物权的权利人请求返还财产;
- (三) 请求支付抚养费、赡养费或者扶养费;
- (四) 依法不适用诉讼时效的其他请求权。

第一百九十七条 诉讼时效的期间、计算方法以及中止、中断的事由由法律规定, 当事人约定无效。

当事人对诉讼时效利益的预先放弃无效。

第一百九十八条 法律对仲裁时效有规定的, 依照其规定; 没有规定的, 适用诉讼时效的规定。

第一百九十九条 法律规定或者当事人约定的撤销权、解除权等权利的存续期间, 除法律另有规定外, 自权利人知道或者应当知道权利产生之日起计算, 不适用有关诉讼时效中止、中断和延长的规定。存续期间届满, 撤销权、解除权等权利消灭。

第十章 期间计算

第二百条 民法所称的期间按照公历年、月、日、小时计算。

第二百零一条 按照年、月、日计算期间的, 开始的当日不计入, 自下一日开始计算。

按照小时计算期间的, 自法律规定或者当事人约定的时间开始计算。

第二百零二条 按照年、月计算期间的, 到期日的对应日为期间的最后一日; 没有对应日的, 月末日为期间的最后一日。

第二百零三条 期间的最后一日是法定休假日的, 以法定休假日结束的次日为期间的最后一日。

诉讼时效停止的原因が除去された日から6か月経過すれば、訴訟時効期間は、満了する。

第 195 条 次に掲げる事由の1つがある場合には、訴訟時効は、中断する。中断し、関係する手続が終結した時から、訴訟時効期間は、改めてこれを計算する。

- (一) 権利者が義務者に対し履行請求を提出したとき。
- (二) 義務者が義務の履行に同意したとき。
- (三) 権利者が訴えを提起し、又は仲裁を申し立てたとき。
- (四) 訴えの提起又は仲裁の申立てと同等の効力を有するその他の事由

第 196 条 次に掲げる請求権には、訴訟時効の規定を適用しない。

- (一) 侵害の停止、妨害の排除及び危険の除去の請求
- (二) 不動産物権及び登記した動産物権の権利者による財産返還の請求
- (三) 卑属扶養費、尊属扶養費又は扶養費の支払いの請求
- (四) 法により訴訟時効を適用しないその他の請求権

第 197 条 訴訟時効の期間、計算方法並びに停止及び中断の事由については、法律がこれを定め、当事者の約定は、無効とする。

当事者による訴訟時効の利益に対する事前放棄は、無効とする。

第 198 条 法律に仲裁時効について定めがある場合には、当該定めによる。定めがない場合には、訴訟時効の規定を適用する。

第 199 条 法律に規定し、又は当事者が約定する取消権、解除権等の権利の存続期間は、法律に別段の定めがある場合を除き、権利者が権利の発生を知り、又は知るべき日から起算し、訴訟時効の停止、中断及び延長に關係する規定を適用しない。存続期間が満了した場合には、取消権、解除権等の権利は、消滅する。

第 10 章 期間の計算

第 200 条 民法における期間は、西暦の年、月、日及び時間に従い計算する。

第 201 条 年、月及び日に従い期間を計算する場合には、開始の当日については算入せず、その翌日から計算を開始する。

時間に従い期間を計算する場合には、法律に規定し、又は当事者が約定する時間から計算を開始する。

第 202 条 年及び月に従い期間を計算する場合には、期限到来月の応当日を期間の最終日とする。応当日がないときは、月末日を期間の最終日とする。

第 203 条 期間の最終日が法定祝休日である場合には、法定祝休日終了の翌日を期間の最終日とする。

日本企業各社の中国ビジネスをサポートすべく、中国「民法典」対訳をこの PDF ファイルで公開いたします。
この PDF ファイルの全部又は各ページにつき、内容を改変せずに配布又は印刷いただく場合、逐一、弊社の許諾を得ていただく必要はありません。ヘッダーの削除や一部抜粋など改変を伴う場合は、お手数ですが、都度、「キャスト中国ビジネス」Web サイト左下のeメール又はお問合せフォームからご相談ください。

「キャスト中国ビジネス」開設 15 周年: <https://www.cast-china.biz/>

期间的最后一日的截止时间为二十四时;有业务时间的, 停止业务活动的时间为截止时间。

期間の最終日の終了時間は、24 時とする。業務時間がある場合には、業務活動を停止する時間を終了時間とする。

第二百零四条 期间的计算方法依照本法的规定, 但是法律另有规定或者当事人另有约定的除外。

第 204 条 期間の計算方法は、この法律の規定による。ただし、法律に別段の定めがあり、又は当事者に別段の約定がある場合を除く。

翻訳：弁護士法人キャスト パラリーガルチーム